

第百二十九回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 四 号

平成六年六月三日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 栗屋 敏信君

理事 石橋 一弥君

理事 平林 鴻三君

理事 吉田 公一君

理事 北沢 清功君

理事 越智 通雄君

理事 栗原 裕康君

理事 西田 司君

理事 平泉 涉君

理事 今井 宏君

理事 小川 忠正君

理事 増田 敏男君

理事 五十嵐 広三君

理事 小林 守君

理事 長内 順一君

理事 石田 勝之君

出席國務大臣

自治大臣 石井 一君

国家公安委員会委員長

出席政府委員

警察庁長官 城内 康光君

警察庁長官官房長 廣瀬 權君

警察庁刑事局長 垣見 隆君

警察庁刑事局保 中田 恒夫君

警察庁交通局長 田中 節夫君

警察庁警備局長 菅沼 清高君

自治大臣官房総 松本 英昭君

務審議官 吉田 弘正君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 佐野 徹治君

委員外の出席者

自治省財政局長 湯淺 利夫君

自治省税務局長 滝 実君

地方行政委員会 前川 尚美君

調査室長

委員の異動

五月二十七日

小坂 憲次君

補欠選任

杉山 憲夫君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

同日

小坂 憲次君

補欠選任

小坂 憲次君

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

第一は、警察庁の内部部局に関する規定の整備についてであります。

その一は、警察庁長官官房の所掌事務に警務局の所掌事務を加える等長官官房の所掌事務を改めるほか、社会の国際化に対応した警察行政を統一的かつ効果的に推進するため長官官房に「所掌行政に係る国際協力等に関する企画、調査及び総合調整に関すること」等を所掌する国際部を新たに設置するものであります。

その二は、市民生活の安全と平穩を確保するため警察行政をより強力に推進するため警察庁に「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩の確保に関すること」等を所掌する生活安全局を新たに設置するとともに、警務局を廃止するものであります。

その三は、警察庁刑事局の所掌事務を改めるとともに、同局保安部を廃止するものであります。

その四は、情報処理技術と通信技術の一体的な運用による警察活動の効率化を推進するため警察庁に「警察通信に関すること」、「所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること」等を所掌する情報通信局を新たに設置するとともに、通信局を廃止するものであります。

第二は、都道府県警察相互間の関係等に関する規定の整備についてであります。

その一は、管轄区域が隣接し、または近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、都道府県境界の一定の区域における事実を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができることとするものであります。

その二は、都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護に関連して必要がある限度においては、

その管轄区域外にも権限を及ぼすことができることとするものであります。

その三は、警視總監または道府県警察本部長は、当該道府県警察が他の道府県警察の管轄区域に権限を及ぼし、その他の道府県警察と共同して事案を処理する場合において必要があると認めるときは、相互に協議して定めたところにより、関係道府県警察の一の警察官に、当該事案の処理に関し、当該協議によりあらかじめ定められた方針の範囲内で、それぞれの道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができることとするものであります。

その他、警察署の下部機構である派出所であつて、地域警察の基盤となつてゐるものに「交番」の名称を付すること等所要の規定の整備を行うこととしたしております。

なお、この法律の施行日は、道府県警察相互間の関係等に関する改正規定については公布の日、その他の部分については平成六年七月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○栗屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○栗屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。栗原裕康君。

○栗原(裕)委員 自民党の栗原裕康でございます。

ただいま提出されました警察法の一部を改正する法律案につきまして、若干質問をさせていただきます。

まず最初に、警察法の組織を改正する、こういうことでございます。警務局を廃止し、生活安全局を設置する、長官官房に国際部を置く、あるいは情報通信局の設置をする、こういうことでござ

います。

こういう警察法の組織改正に伴ひまして、各道府県の警察、こういう組織はどういうふうに変つていくのか。つまり、趣旨説明では、最近の社会情勢の変化に対応して警察法の組織を改正する。当然、警察行政というものは各道府県の警察が末端を担つてゐるわけでございますので、各道府県の警察本部あるいは警察署、そういったものがこの組織改正によりましてどういうふうに変つていくのか、そのことをまずお尋ねさせていただきます。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、このたびの警察法の改正は警察法の組織改正を行うものでございます。それは、社会の国際化に対応するための国際部、市民生活の安全確保を図るための生活安全局、警察のインテリジェント化を推進するための情報通信局、これらを設置するというものでございます。

これに對しまして、道府県警察の組織につきましては原則として従来どおり、今までどおりとすることにいたしております。ただし、警察庁に生活安全局を設けますので、道府県警察にございます防犯部を生活安全部と名称変更いたします。その所掌事務につきましては整理をすることにしたしております。

また、警察庁では警務局を廃止いたしましたので、人事管理あるいは教養の事務につきまして、これを長官官房で一括して行うことにいたしております。警視庁あるいは道府県警察本部におきましては総務部と警務部の二つがございますが、警視庁等の管理部門の業務量が大幅に増大でございますのでこれは変更なく、引き続き総務、警務両部が存置されるということになっております。

○栗原(裕)委員 私かねがね大変心配をしておりますのは、こうやって組織を改正する、それぞれ社会情勢に合わせて改正をしていくわけでございますが、何となく組織を支えていくのは人なわけでございます。マンパワーでございます。

私もまたま県会議員の経験が若干ございますのでそういう問題意識を持つておたつたわけでございますが、警察の人員は、安部闘争のとき、いわゆる二十二年、二十三年の団塊の世代、私ももそうなん年でございまして、団塊の世代の方が職員の年齢構成で大変多いですね。圧倒的に多いのです。今の各道府県警察の警察官の定員というのは法律でもうふやせないということでございますから、毎年退職をしていく方の人数が合つた分だけ新規に採用していく、私はこれにも若干問題があると思うのでございますが、そういう現状でございます。

そうなりますと、我々団塊の世代が定年を迎えたときに、今のままでいけば、当然そのときに大量に採用する、こういうことでございます。しかしそれは、私は一年生議員でございますが、入つてすぐの新人はそう簡単には使えないのです。それはもう当然のことでございます。そうなりますと、大変な問題になる。その辺のところを余りいつまで、先の話だといへばそれまででございますが、この時期ぐらひからばちばち考えていかなければいけないんじゃないか。

我々団塊の世代が退職するときに格段に治安がよくなつてゐるとかいうことが見越しておれば別でございますが、恐らくそれはむしろ逆じゃないかと思つたわけでございます。また少子化の影響もございましていわれる労働者人口がどんどん減つてゐるわけでございますから、そういう意味では大変採用が難しい。そういったものを含めてどういう対応を考えていらっしゃるか。若干組織の改正に関しまして、そのことをお尋ねさせていただきます。

○廣瀬政府委員 御指摘のとおり、警察におきましては近い将来、しかも数年間にわたつて一万人前後の大量退職者が出ると予測されております。これは現在の退職者数の三倍を上回るものでございます。一方、これまた御指摘のとおり、就職年齢人口は現在より約二五％減少するということとが予測されております。

こうした厳しい採用情勢に対処いたしまして、質の高い人材を数多く確保していくためには、警察において相当の努力をしなければならぬと考へております。具体的には申し上げますと、優秀な若い人たちが多く警察の門をたたいていただき、現段階から、新卒採用に加えて在野の専門知識にあふれてゐる人あるいは能力を有する人、そういう方々の中途採用、我々これを採用の複線化と言つておりますが、そういうことに努めてまいりたいと思つております。また、新卒採用の採用年齢の上限を引き上げにつきまして現在行つて

いるところでございます。さらに、婦人警察官の積極的な採用を図りまして、婦人警察官にふさわしい職域におきましてはどんどんそれを活用してまいりたいと思つております。また、OB職員を交番相談員等に採用いたしまして、その持つております知識、経験を活用するという点にも意を圖つてゐるところでございます。

○栗原(裕)委員 交番相談員のことについては後ほどお尋ねをいたしたいと思います。

今のお話を聞いておりますと、やはり退職者の補充というのは基本なわけですね。私が先ほど申したものは、もちろん人材が大変だろつというのがあるのですが、退職者を機械的に補充しておくだけでは、大量に、今おっしゃつたように三倍なんです。今以上に、それで果たして警察の質が確保できるか、これをお尋ねしてゐるのです。ですから、今の法律でいくとどうしても退職者を補充するしか方法がないので、その辺はどういうふうにか考へていらっしゃるのか、こういうことでございます。重ねてお尋ねをしたいと思つております。

○廣瀬政府委員 現在は幅広い層から人材の確保に努めてゐるところでございますが、先生、かねていろいろな県会でも御指摘の点、私もよく拝聴いたしております。前倒しで大量に採用できないかな等いろいろなことを今後検討してまいらなければならぬと思つております。どのような工夫ができるかにつきまして、今後鋭意検討してまい

りたいということで御理解を賜りたいと思います。

○栗原(裕)委員 わかりました。

また、今度の改正でございしますが、今しきりと、近年、行革行革といふことを言われていますね、行政改革と。警察庁あるいは警察官に關してはかの省庁と同じように行政改革一辺倒でいいのかということをお私にちょっと疑問に思つておるのでございますが、いずれにしても世の中の流れというのは行政改革という流れでございします。この組織改正はスクラップ・アンド・ビルドの原則を貫いていきたいと思いますけれども、その辺のところを、行政改革の流れに沿つていふんだということを確認させていただきたいと思ひますが、いかがでございしましょうか。

○廣瀬政府委員 今回の改正にありま警察庁の内部組織の再編でございしますが、これは平成六年二月の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」、これに従つていふものであると考へております。すなわち、内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るため、先ほど申しましたそれぞれの局を新設するものでございしますし、御指摘のありましたようにそれぞれの局の新設に当たりましてはスクラップ・アンド・ビルドの原則にのっとりていふものでございします。

○栗原(裕)委員 それでは次に、この法律の五十三条第五項、地域警察の活動の基盤となつていふ派出所に交番の名称を付す、こうなつております。

交番のことについてお尋ねをしたいと思ひわけでございますが、交番制度といふのは、私も理解をしておりますが、我が国独自のいわゆる組織といひますか、施設でございまして、また外国からも大変高い評価を得ていふ。諸外国によつては、まねをしたい、ぜひ教えてくれといふようなこともあると聞いておりますが、実際にそういうことがあるのでございましょうか。そういう協力をした実績といふものがありましたらお尋ねをしたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

交番制度につきましては、地域の安全を守るために大変有意義な制度であるといふことから諸外国から関心を持たれておりますし、一定の評価も得ていふところでございします。我が国は、これまでに技術協力あるいは国際セミナーの開催でありますとか視察団の受け入れ等々、いろいろな形で諸外国に対して協力を進めてきたところでございします。

一番著名な例として、シンガポールにおきましては、我が国の技術協力によつて、昭和五十八年六月でございしますけれども第一号の交番が同国内に設置されて以来、現在までに九十カ所の交番が設置されたところであります。最近に至るまでの報告によりますと、交番制度の導入後犯罪の発生が顕著に減少している。また住民の意識調査におきましても安心感が向上したといふような成果が見られるところと聞いております。また、シンガポール以外にも、マレーシアでございしますとかタイなどにおきましても交番類似の制度が取り入れられていふところでございします。

また、米国におきましても、日本の交番制度などを参考に地域住民の参加協力によつて地域の安全の確保を図る、これは向こうの現地ではコミュニティ・ポリシングといふような言葉で呼ばれていふようでございしますが、こういった警察活動が盛んになつてきておりました。その一環として全米各都市におきまして交番類似の制度が設けられる、あるいは直接交番と名乗つた施設もあるようございしますが、大変効果を上げていふといううなことを聞いております。

交番制度に關します国際協力につきましては、各国の民生の安定、国民の幸福に大いに寄与し得るものであると考えられますので、今後、例えば内戦が終結いたしましたその必要性が高いと思ひますカンボジアを初め、関心の高い各国に対して積極的な協力を行つてまいらる所存でございします。

○栗原(裕)委員 要するに、地域住民との接点と

して大変高い評価を得ていふ、これは日本も外国も同じだ、こういうことだと思ふのです。ところが、我が国の方は、外国では地域住民との接点といふことで交番は大変高い評価を得ていふようございしますが、私どもの国内では実はいろいろ問題があるのです。

問題があるといふのは、交番制度に問題があるといふのじゃなくて、つまり駐在所、派出所が交番になるのございしますが、いわゆる村の駐在所さん、こう言われておる駐在所といふのが農山村あるいは漁村等にあるのです。これは昔から駐在所さん、駐在所さんといふのが非常に親しまれておつたし、駐在所があることによつて犯罪を防止する。自衛隊があることによつて安全が守られるのと同じようなものでございします。そういう非常に高い評価を得ていふ。

しかし、最近大変都市事情が変わつてまいりまして、従来は非常に都市部から離れておつた。つまり市街地があつて、田んぼや畑があつて、そしてそこを二、三十分歩いていくと漁村がある。その漁村に駐在所がある。こういうのが、今市街地がどんどん郊外に延びていふので、駐在所があるところとその市街地との間の境目がつかなくなつてしまつた。しかも古い駐在所は建てかえなければいけぬ。建てかえる場合には、今の時代に合つたものにならなければいけぬといふことで、ある程度駐車スペースも設けたり、パトカーも置けたりする場所を設けなければいけぬ。そうすると、建てかえをする、とてもそういう敷地がない。したがつてそれは統廃合して派出所にする、今度交番になりますけれども、交番にするんだ、こういう事例もございします。

つまり、社会情勢の変化によつて、今まで駐在所があつたところが駐在所が成り立ちにくくなつていふようなところがあるのではないかと、こういうふうに思ふわけでございますが、そういう例は多分全国に数多くあると思ふのです。その辺についてはどういう対策をおとりになつていふか。つまり、言つてみれば市街地でもない、純粋な漁

村、山村でもない、グレーゾーンみたいなところだ。そういうところの駐在所あるいは派出所といふものをどういふふうな位置づけでおられるか。住民の御希望に対してどのように対処をしていくおつもりなのか、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

今委員御指摘のように、交番、駐在所の中には、地域の実情の変化等もございまして、また庁舎自体の老朽化等の事情もございまして、いろいろな建てかえをするとか、あるいは駐在所を派出所に転換するといふような事情がございします。このようなことでやむなく統廃合等を行う場合におきましても、派出所、駐在所の制度といふのは、もともと地域住民の生活の安全と平穩を確保するために、あらゆる事象に対処して地域住民の安心感のよりどころであるといふ性格がございします。で、できるだけ基本的なこのような機能を損なわないようにすることが必要だと思ひわけでありま

す。そういうようなことで、やむなくそのようなことがある場合におきましても、地域住民の方々に無用の不安感を生ぜしめることのないように周辺の交番なり駐在所の体制の強化を図る。そしてまた、その後には管轄することとなる交番なり駐在所にミニパトカーでありますとか無線機など、こういうようなものを整備いたしまして、機動力によつて警らなり立ち寄りなり、あるいはいろいろな警戒を行うといふようなことをやりまして、地域住民に対するサービスが極力低下しないようにといふことを基本に運営するようにしておるところでございします。

○栗原(裕)委員 何かちょっと歯切れが悪いのですけれども、「警察のあゆみ」といふ資料をいただきました中に、派出所と駐在所の連絡協議会といふものをつくつていらつしやる。全国で六千二百二十五カ所現在あるといふふうなこの「警察のあゆみ」、警察庁からいただきました資料に書いてございします。

今言いましたように、地域住民の不安というのは、要するに今まであった駐在所が老朽化して狭くなっちゃって、今の基準に合わないからもうしょうがない、統廃合せざるを得ないんだということは理解をしているのです。しかし、ないやばり不安だ、こういうことなんです。私は、これからいろいろな意味で非常に厳しい時代でございますから、必ずしも住民の希望を一〇〇%聞くことはできないだろう。つまり現実的に駐在所がなくなっても、その近所の派出所、今こういうものは交番でございませうけれども、交番で対応できるんだよ、そういう理解を住民の方にしていただけばいいと思うのです。

それでお尋ねをしたいと思います。この派出所、駐在所連絡協議会というのは、当然そういうことも含めて住民との接点、駐在所と派出所のあり方について住民といろいろお話しする機関なんではないでしょうか。これはどういう機関なんですか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

派出所、駐在所連絡協議会でございますが、今委員御指摘の数字でございますけれども、それは平成四年末でございまして、平成五年末には七千二百カ所余りになっておるのでございますけれども、この連絡協議会と申しますのは、性格は、住民の方から警察業務に對します要望なり御意見等を聞きまして、これを警察活動に反映させていく、犯罪や事故、災害のない明るい町づくりを進めるために派出所なり駐在所を単位として活動を行うべく設置しておるものでございまして、メンバーは、住民各層の方々に入っているというところとあります。

地域を活動の場といたしまして地域に密着した活動をします地域警察でございますので、管内の事件、事故の発生状況はもとよりでございますけれども、そこに居住されております住民の方々が警察に對してどのような御意見、御要望を持っておられるか、委員御指摘のような御要望が期待としてどういふものが今あるんだ、御要望があ

るんだということを的確に把握して、このような要望なり期待にこたえていくことが大事であります。そういう意味で、今後ともこの活動を通じて一層住民のニーズに沿った警察活動を展開してまいりたいというふうに考えているところでござい

ます。

○栗原(裕)委員 派出所と駐在所は全国で一万五

千カ所あるんですね。七千二百というところは半分

しかないということですか、ぜひこれを一万五

千に限りなく近づけていたで、先ほど私が申

しましたように、地域の住民の方たちというのは、要するに不安なわけですから、こういうものを活用して、実際駐在所で防犯をするよりも交番の方が、派出所の方が機能が上なんだとか、そういういろいろな説明をしていただければ地域の皆さんもわかっていただけたらと思うのです。要するに、そういうコミュニケーションを持つていただきたい。そのためにこういう駐在所、派出所連絡協議会というのがあると思っておりますので、ぜひ活用していただきたい。このことは要望させていただきます。

先ほどもちょうと出ましたように、交番相談員、これは非常に好評なんです。私どもの県でも十人だったかな、たしか私がまだ県会のおき、そういう採用をしていました。派出所と駐在所、当然防犯機能は派出所の方があつたわけですね、これは二十四時間体制ですから、ところが、住民の方たちのいわゆる親しみ度というのには駐在所の方があつたんですね。これは、もう駐在所が一人しかいない、その人がずっとそこにいるものですか。派出所はなせ余り親しみがありません。親しみがな

だ、どんな整理統合して派出所にして、そこに交番相談員を置いた方が効率がいいのではないかと、こういうふうに思っておるくらいでございます。その交番相談員についてはぜひ活用していただくたいと思っております。警察庁のお考えをお尋ねしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

交番相談員の制度でございますけれども、この数年の間に多くの都道府県で導入されてきたものでございまして、御指摘のように警察官のOB等を非常勤の嘱託員として採用いたしまして、その豊富な経験、知識というものを基づいて、交番に毎日勤務いたしまして困り事相談などの各種の相談への対応とか、遺失物などの各種の届け出の受理、あるいは事件、事故の被害者に対する助言指導というようなものを行つてもらつておりました。大変住民の方々からも好評を博しておるところであります。警察庁としても、住民サービスの向上に資するという観点から、今後とも大いに進めていくよう、各県に指導したいと思つておるところでございます。

ただ、何分この公務員としての性格が、非常勤の特別職といひますか嘱託員でございますので、公権的ないひますか、権力的な行政でございまして、そういうものについてはできないという隘路がございまして、それ以外のことについては何でもやれるわけでございますので、本職の警察官と組み合わせて活用するというような方向で考えてまいりたいと思ひます。

○栗原(裕)委員 わかりました。

それで次に、警察制度の改正についてお尋ねをしたいと思います。

都道府県の境界周辺で起きた事件については都道府県の境界を越えた権限を行使できる、あるいは都道府県の境界を越えた要人の警護をずっと一貫してできる、あるいは複数の都道府県を舞台とする犯罪捜査などの際に指揮の一元化をするんだというところが、今度の改正の趣旨でござい

ます。正直言ひまして、私も勉強で恐縮でございますが、とくにそんなことはやってもらつてゐるとばかり思つていたわけですね。なぜ今ごろになつて、もう今犯罪は広域化しておりますし、要人も諸外国からいばいばいらしていますし、今までの府県に行つたときには一々そちらにお願いをして、要請をして、要請をしないとはつたら

しだつたというところだと思つたので、そんなことをよくやつていたという気が正直言つていたしておるわけでございますが、このごく当たり前のことがなぜ今までできなかったのか、恐縮でございますが、まずこれをお尋ねをしたいと思います。

○廣瀬政府委員 犯罪を初めとしたしまして、警察事象の広域化というのは大分前からどんどん進んできたわけでございますが、警察といひましては決して手をこまねいていたわけではございせん、今までの既存の制度、例えば警察法六十条の応援要請をいろいろ工夫して効果的に活用いたしまして、さらには通信あるいは車両等の機動力の強化、こういうソフト面といひますか、そういうことにかかりの力を注いできたところでござい

ます。

しかしながら、最近になりまして、犯罪の広域化、あるいは要人が広域的にどんどん動き回られる、あるいは暴力団の被害者の方々も全国的に歩き回るといふような、そうした広域的な傾向といひます。これにこたへて、私ども最近やつたことといたしましては、管区広域捜査隊というのを発足いたしました、北関東広域捜査隊と西東海広域捜査隊がございまして、これはかなり成果を上げたところでござい

ます。

ただ、いかんせん、この基本となつておりますのが先ほどの六十条の応援要請ということでございます。手続的にも時間がかつたり、応援要請をすべきかどうかという判断に時間がかつたりといふことで、現行制度ではまだ問題がある、もっと改善をしなければいけないということ、今回の提案になつたということござい

新しい観点、例えば被害に遭う人の立場というよりなものもあるかと思いますが、そういう立場から、犯罪とかあるいは事故の被害の発生を防止、そして検挙、被害回復といったようなものを総合的に考えた対策の推進が従前にも増して強く求められていると考えたからであります。

犯罪が発生した場合には、迅速かつ適切な検挙活動が行われるべきことは言わずもがなでありますけれども、それとともに犯罪等の発生防止にも同様に力を注ぐことが極めて重要であります。身近な犯罪で、例えば幼女に対する公園でありますとか道路上でのいたづらなり、声かけというようなものがある、あるいはひったくりなどが連続するというようなことがあります。地域住民にとっては大変不安を感じる事態であると思うわけでありまして、こういった場合に、パトロールを特別に強化するということはもちろんであります。が、街路灯の増設について考えていく、あるいは道路構造の改善等についても考える、都市環境の設計についても考えていく、また関係各方面に働きかけていくというような対策が考えられますけれども、こういうような地道な対策をきめ細かく、かつ総合的に積み上げていく方向で今後諸施策を考えてまいりたいと思っております。

○栗原(谷)委員 わかりました。

次に、五月十日に施行されました改正道路交通法について若干お尋ねをしたいと思うわけでございます。

既に予算委員会等で話題になっておるわけでございますけれども、過積載の取り締まりが強化されました。これについて、実は、私どもの地元のある方から大変心配をする御意見を正直言っていたおるのです。この過積載を防止する、罰則を強化するというのは、当然人命を尊重するんだ、荷物を積み過ぎたトラックが事故を起こしたり、あるいは道路を壊したり、橋を壊したりするんだ、これを何とかせよ、いかに、こういうことをやるわけですが、一方、こういうことを公式の場で言っているのかどうか

かりませんけれども、現実には過積載、みんなかなりやっておるのです。二割、三割くらいは、ひどいのはもっとやるのでしよう。三倍というひどい例も聞いたことがありますけれども、やっておるのです。

これを取り締まられるようになりますと、例えば、常に大体三割増しくらいはやっておるのだ、そういう人たちは、これの取り締まりを強化されまうと、当然積載重量制限いっぱい積む、つまり三割カットくらいで積んでいくわけなんです。そうすると、それは価格に転嫁をしたいのだ。例えば建設資材は三割上がるとか、私どもの方は養殖漁業なども盛んでございまして、養殖のえさとか。隣の部屋の先生のところも養殖がたしか盛んでして、この前ぶらっと来て、いや過積載で地元の養殖業者、みんな泣いてるよ、こう言っております。すし、大変な社会的な反響があると思うのです。

これは警察行政の委員会でございますので、取り締まりについてそういう方たちが一番心配しておるの、自分のところだけ目をつけられてやられるのじゃないかと、あるいはスピード違反と一緒にして、たまたま捕まったら運が悪いというのじゃこれはたまらぬよ、そういうことを非常に心配していらっしゃる。つまり、どうせやるならば、取り締まりの方法をできるだけ公平にしてほしいんだ、こういうことを言っておるのですが、具体的に取り締まりは、もう既にやっていると思えますけれども、どういふふうになさっているか、そして、これからどうやっていくかということについてお尋ねをしたいと思えます。

○田中(節)政府委員 過積載につきましては、過積載運搬車両の事故発生時の被害が大きなものとなりやすい、以前からその危険性が指摘されておりました。また、近年、過積載の大型車両によります重大事故が多発いたしました。しかも過積載の違反の程度が高くなってきたというところから、昨年道交法の改正を国会で御審議賜りました、全会一致で御可決いただいたところでござい

ます。

昨年五月の法律公布後、一年間にわたりまして、私どももいたしましては、改正の内容につきましてあらゆる機会をとらえて周知徹底を図ってきたところでございまして、関係業界に対しましては自粛についてお願いしてきたところでござい

ます。ただいま御指摘の取り締まりの問題でございまして、取り締まりにつきましては、従来から超過重量の多いものあるいは差し枠をつけていないというような悪質、危険な過積載を重点に効果的な取り締まりを実施しておるところでございまして、今後ともそういう方針でまいりたい。今お話しのように、不公平感とかそういうものはなくするようにしてまいりたいと思っております。ただ、この過積載につきましては、御案内のとおり、構造的な背景を有するものでございまして、取り締まりだけではその問題を解決することはできないというふうに考えております。私どもといたしましては、取り締まりを通じてその抜本的な解決が図られるよう、関係省庁とも協力してまいりたい、かように考えているところでござい

ます。○栗原(谷)委員 要するに、取り締まりは従来と同じということと考えてよろしいんでしょうか。もう一度お尋ねしたいと思えます。

○田中(節)政府委員 取り締まりにつきましては、先ほど申し上げましたように、従来から悪質、危険なものを重点にやっておりますので、その基本的な方針は堅持してまいりたいと思えます。

それから、先ほど差し枠をつけていないと申しましたけれども、差し枠をつけているような悪質なものを、それから超過重量の多いもの、そういうものを重点に従来のとおりの方針を堅持してまいりたい、こういうことでござい

ます。○栗原(谷)委員 わかりました。そういうことであれば、私は少し今騒ぎ過ぎているかなという気も実はするんですね。本当に悪質な連中は当然取

り締まらなければいかぬわけで、今までもやってきたわけですが、過積載が非常に厳しくなったというところだけがまたに伝わっておりまして、やれ大変だ、一キロも余計に積んだらやられてしまふとか、そういう極端な恐怖感みたいなものがあるのかもしれない。

ですから、要するに、いや取り締まりは今までと一緒で、非常に悪質なものをだけ捕まるんだ、こういうことが世の中に周知徹底すれば多少恐怖感はなくならないかと思えますけれども、そうすると、今度は逆にちょっとくらの過積載なら相変わらずいいわというところになってしまふような気もするんですが、公安委員長、どうですか。この辺のところはどういうふうにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○石井国務大臣 実はこの問題、先刻自民党の議員から予算委員会においても問題の提起がございまして、私、運輸大臣とのやりとり等拝聴いたしておったところでござい

ます。過積載が大変大きな社会問題を生み、交通事故の最大の原因になり、農村では食糧あるいは物資を運ぶというふうな問題がござい

ますけれども、大都市の高速道路におきましても、砂利でありまして、あるいは港湾の埋め立て等で動きまわります大きなトラックの過積、オーバードのものと高速道路が全面的にストップするというふうな事故が次々に起こりました。そういうことから道交法の改正というものは必要であつたと思えますが、その延長線上で今問題になっておりますのは、議員が御指摘になりましたように、一つは、そのことによつて、適正な運搬だけをやつておる運送会社が維持でき、また運転手の生活が保てるのかという問題も提起されておるようでございます。さらに、スピードにおいてはスピードの大きさによつて罰金額も大きい。しかしながら、この過積載の場合には、たとえ一キロオーバードでも、これはやはり法律違反である、罪は罪である。それじゃついでに百キロやっておけ、運が悪ければ仕方がない。こういう

ふうなところの法の執行における不公平、こういうふうな問題も指摘される問題ではなからうかと思っております。

私は先日あなたと同じ質問を当局にいたしましたところ、当局が強く認識し、強調いたしておりますことは、悪質であり、危険であるものに対しては厳しく取り締まるんだ、それじゃそうでないものは取り締まらないのかということに対しては答えがございせん。しかしながら、そこにはやはり一つの裁量というものがあつたのではないかと私は推察をいたしておるわけでございせん。法は厳格に守っていく必要がございせんけれども、警察当局としてもその辺のところを考へながら、問題の本質を見きわめながら今後の取り締まりに当たっていくのではないかと今思ひます。

本年四月八日に過積載防止対策関係各省庁による申し合わせが行われまして、これは関係各省庁すべてが出席をいたしまして、警察だけで取り締まるものではございせん、建設省、運輸省その他関係省庁すべてが集まりまして、指導監督の徹底と取り締まりの強化、公共工事発注における過積載防止の指導、それから背後責任、また関係機関、関係団体の協力体制の整備等につきまして細かい打ち合わせをし、道交法の施行とともに、それが名実ともに納得のいく状態で取り締まれる方向を鋭意関係各省で今協議を進めておりますので、今御指摘の御心配がございせん方向でこの目的を達成していきたい、そういうふうにお願いいたしております。

○栗原(裕)委員 大臣からそういう御答弁をいただきましたが、大変私も意味でははっとしているところでございます。

先ほど言いましたように、地元の、地元というか、私の場合地元でございせんけれども、いろいろな方が大変この問題を心配していらつしやいます。要するに、何でもかんでも全部捕まてしまふんだというふうな一種のパニック状態みたいなものにもなつておる。それで、こういう不況のときにこういうことをされると、運賃の値上げも

するわけにもいかない、運転手の確保もいかに、トラックの台数もそんなにふやせない、どうしてくれんだというふうな声があるわけでございせん。で、ぜひ取り締まりを適切にいたしたい、適切という意味はなかなか深い意味があるわけでございせんが、適切にいたしたいで、無用のパニックを防いでいただきたい、こういうふうに思ひます。

次に、車輪どめのことを伺いたいと思うのですけれども、この車輪どめも実は一部の店の人たちからは大変評判が悪いのです。例えば商店街の人たちが、自分の店の前に違法駐車がある、そうすると、レッカー車で持っていくつもりなら話はわかる、それをとめてしまふというんだよね。車輪をとめてしまふ、それは何のことだ、こう言うわけですよ。

そういうふうになつてみれば、駐車違反というものは違法駐車をしてるものを排除することが目的なんだから、それをそこへ足踏するというのがはまた逆なんですね。そういう意味でちょっとこれは理屈に合わないかなと思つておつたのですが、お聞きをいたしますと、テレビなんかで報道されたことによると非常に効果てきめんだ、こう言うのです。これは実態、どうなんですか。まず、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

○田中(節)政府委員 御指摘の改正道交法による車輪どめでございせんけれども、今実態をどう委員のお話でございせんが、五月十日から施行されまして、運用開始一週間から十日後の間で調査いたしましたところ、運用開始前に比べまして、車輪どめ装置を取りつけることができる区間、これは限られておりますが、その区間におきまして違反駐車台数は、東京都内で約二割、大阪市内で約六割を減少させております。また、そのほか路線バスの運行がスムーズになつたとか、あるいは周辺の駐車場の利用者が増加したという声も聞かれております。相当の効果を上げておるというふうに私も認識をしております。

○栗原(裕)委員 東京都で二割、大阪府で六割と言いました。これはどうしてこんなに違うのですか。東京の方は、違法駐車が少ないのですか。何でも、東京の方は、これはどういふふうにお考えですか。というの、これは本来は見せしめです。余り好ましいとは思ひませんが、正直言つて。

ちょっと話が飛んで恐縮でございせんが、かつてヒトラーが、大衆というのは理屈じゃなくて感情で動くのだ、こういうことを言つたのだそうなんです。だから、大阪の方が感情は勝つてゐるのではないかとおもうのですが、これはどういふふうに分りなさいてゐますでしょうか、もしおわかりになりましたら。

○田中(節)政府委員 大阪、東京の差というのはどういふような背景があるか、私もどうもはつきさになつたところではございせんけれども、今お話しするような、見せしめとか、いろいろなお話でございせんけれども、今回の状況を見ますと、車輪どめを取りつてから一時間以内に除去してゐるのが大体九四％でございせん。それから違反者から申告を受けまして取り除いた、十分以内が九六％でございせんので、長時間さらすというふうな実態はないのではないかと今思ひます。私も思ひます、やはりお話しするように、違法駐車してはいけないという前提でございせんので、できるだけ速やかに除去するという方向で指導しておるところでございせん。

○栗原(裕)委員 そういう御答弁でございせんが、要は、私はこれは見せしめだと思ひます。先ほど言いましたように、大衆というのは感情で動くというのは、確かに一面では真理だと思ひます。ですから、大変効果があつたというところでございせんけれども、ちょっと苦言を呈して恐縮でございせんが、余りこういう手法で警察行政をこれもあるというふうになさるのはいかぬものかと思ひますので、これは意見として申し上げておきたいと思ひます。

は大変不況でございまして、商店街とか、あるいは地域でお祭りをよくやるのです。ハードではなかなか不況で大変なものです。ソフドでお祭りをやられて、みこしを担いだりなんかして、そしてその商店街全体を盛り上げようとか町全体を盛り上げようとかいうので、最近、いろいろなイベントが割と多いのです。それで、いろいろお話を聞きますと、いつも交通の規制について、警察ではうるさ過ぎるという苦情がすく多いのです。

これは末端のことで大変恐縮でございせんが、確かに警察としては人命第一、安全第一ということとはわかるのでございせんが、やはり祭りというのを盛り上げるという意味では、道路いっぱい、わあっとやるのが楽しいですね。それを端っこの方にちょこちょこしていただくとどうにもなりません。そういうことについては、ぜひお祭りとかそういうものについては余りしやくし定規にしたいだかない方がよいのではないかと私は思ひます。ですから、警察庁としての御見解がもしありましたら、あるいはぜひ都道府県の警察とも御協議いただきまして、なるべくそういうことについては地域に協力しようというふうな指導といひますか、話し合いをしていただくとか、そういういろいろな方法があると思ひますけれども、いかがでございせんしょうか。

○田中(節)政府委員 委員御指摘の祭りでございせんけれども、社会的な慣習として定着してゐるお祭り等のほかに、最近、地域おこしあるいは村おこし、町おこしというふうな目的のために道路の種ものとしてマラソン等を行いたいというふうなことは全国的にふえてきております。このような幹線道路を使用するのいろいろな新たな行事につきましては、できる限り自粛していただきたいというのが基本的な考えでございせんけれども、やはり今お話しのように、行事の内容とかあるいは地元の実情等を勘案いたしまして、地元の方々とも十分意見を交換して、そして交通

規制の問題も考慮しながら、できるだけ意向に沿うように、実施可能なものはできる限り実施していくのではないかと考えております。ただ、そのような過程の中で、今お話しのように、交通規制が厳しいのではないかと、御意見もあらうと思っております。地元の方々との点につきまして十分な話し合いをして、できる限り御要望に沿うような方向で、できるものはやってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○栗原(谷)委員 もう時間が来たようでございますので、要は、私が申し上げたいのは、警察行政というのは、もう当然国民の生活と安全を守るわけでございますから、ある意味では厳しくしなければいかぬ部分があると思うのです。しかし、やはりこれからの警察のあり方というのは、地方の自治体あるいはコミュニティの方たちと本當に一体となって、町ぐるみで、警察も一緒になっていろいろな事業をしていく。安全ということもそうでございますし、防犯ということもそうでございますし、それからもう一つ言えば、町おこしも警察も一枚かんでいっているのだというくらいの意識でやっていたらいいと思うわけでございます。それが要するに国民に愛される警察だと思っております。

そういう意味で、お祭りなんかのときには、警察が試される大変いい機会なのです。そういうことをぜひお考えいただいて、弾力的に交通規制の問題については対応していただきたい、こういうふうに思っておりますし、そのことを心からお願いをしたいと思います。

そのことにつきまして、最後に、もし大臣から何か御答弁がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○石井国務大臣 警察法の改正に当たりまして、栗原委員が絶体的に、また非常に身近な生活の中にあります問題点についていろいろと御質問をいただきましたこと、私を初め警察庁長官、十分胸に休まして、今後、警察行政の運営に当たって

いきたいと思っております。

私は、日本の警察は国民のサイドに立っておるといふ意識、また、コミュニティなりそれぞれの地域の人々と溶け込んだ形での信頼感というふうなものがあると思っております。今後も時代の大きな変化に対応できるように頑張ってまいりたいということを申し上げたいと思っております。

○栗原(谷)委員 終わります。ありがとうございます。

○栗屋委員長 平林鴻三君。
○平林委員 我が党の栗原議員から、警察法改正の主要問題につきまして質問がございましたので、私は重複を避けまして、治安上の問題につきまして若干質問をさせていただきます。

なお、大臣には、警察当局の答弁がすべて済みまして後に御質問を申し上げたいと思っております。しばらくの間、お聞き取りをお願いいたします。

それから、理事として審議に協力いたしました若干時間を短縮させていただきますので、あらかじめ御了承を願います。

さて、都道府県警察、現行制度が施行されましたから、今や四十年が経過しようとしております。その間にいろいろな事件もございましたし、また、とうとう警察官の犠牲を伴うような痛ましいこともございましたけれども、何と申しましても、治安のよくなったこと、特に戦後間もないころのあの極端に悪化した治安がここまでよくなった、本当によかったなと私は今実感を感じて、今昔の念にたえない、そういう気持ちであります。

治安がよくなったことについては、警察の活動がはずかたつて力があると思っておりますけれども、同時に、やはり世の中がよくなったといえますか、豊かになった、そのことが食生活や犯罪というものを少なくしてきたのではないかと、そういう感じがいたします。衣食足りて礼節を知ると申しますか、そういう意味では、やはり我が国の治安の問題というのは、ひとり警察のみならず国民の

課題としてこれからも努力をしていかなければいかぬ、そういう気持ちでいたしておるところでございます。

ただし、豊かさゆえの社会の病氣といえますか、そういうものも随所にあらわれておるような気がいたします。何をやってもいいんだ、自分さえよければ人はどうでもいいんだという勝手気ままな気分というのがこの社会にはあらわれてきておるのではないかと、そういう気持ちもいたします。いわば豊かさゆえの病氣といえますか、心のすきができておるのではないかと、そういう心配であります。例えば少年犯罪あるいは暴力団の問題、そういうものが気になるといふのは、いわば豊かな社会における我々の解決すべき課題ではないか、そう思うのであります。

少年犯罪の問題につきましては別の機会に譲らせていただきますと思いますが、暴力団であります。

全国的な広がりを持つてきたと思えます。善良な市民の生活に恐怖、不安、苦痛を与えておるといふことは我々も心を痛めておるところであり、その対策を急がなければならぬと思えます。いわゆる暴力団対策法、暴対法という法律が制定、施行されました。この問題につきまして若干警察当局の説明を伺いたしたのであります。

暴対法の施行によりまして、いわゆる暴力団の行動というものはどのようになってきたか、そのこととあります。法律が一体有効に働いておるのかどうか、暴力団員の数は減ってきたのか、あるいは暴力団が関係する犯罪が減ってきたのか、そういうことにつきまして、警察が把握しておられます状況を説明いただきたい。警察の基本的な方針を、どういう方針を持っておるかも含めて説明願いたいと思っております。

○垣見政府委員 お答えをいたします。
ただいま委員御指摘のように、暴力団問題は警察の取り組むべき大きな課題というふうに考えて現在取り組んでいるところでございますけれども

も、暴力団対策法の施行後の状況についてお尋ねですので、御説明をいたします。

暴力団対策法の施行後、全国警察を挙げまして、暴力団員の徹底検査、暴力団対策法の運用による暴力団被害の未然防止、地域、職域からの暴力団排除活動の推進に努めてきたところでございます。このような取り組みの結果、従来の法令では必ずしも有効に規制できなかった民事介入暴力の抑止の効果が現れられました。また、暴力団構成員の減少や組織から離脱する傾向の進展、さらに組織の解散、壊滅数の増加など、一応の成果を上げておるところでございます。

具体的に申し上げますと、施行前の平成三年末の暴力団勢力は全体で九万一千名でございました。ところが、施行後の平成四年末には九万六百人、平成五年末には八万六千七百七十人と減少してきております。また暴力団組織の解散、壊滅数も、平成三年には百三十一組織でございましたが、平成四年には百五十八組織、平成五年には二百二十二組織が解散、壊滅になっておるところでございます。また、取り締まり状況でございますけれども、平成五年中の取り締まり状況は、暴力団犯罪の検挙人員は三万三千九百七十人と、前年に比較して千二百二十人ほど検挙人員が増加しているところでございます。また、暴力団対策法に基づく中止命令等につきましては、平成五年中は、用心棒代要求や組付けに対する妨害行為等に対し合計六百四十五件を発出いたしておるところでございます。

今御説明いたしましたように、暴力団対策法の施行を契機として、暴力団対策は着実な進展、成果を上げておるというふうに考えておりますけれども、ただ、それは申しまして、まだ暴力団全体の根幹を揺るがすという段階までには至っておりません。まだまだ暴力団犯罪が起きておりますし、また、暴力団の解散、壊滅を求める国民の期待というの強いわけでございますので、暴力団対策の推進につきましては、引き続き警察の最重要課題として、今後とも警察組織全体を挙げて取

り組んでまいりたいというふうに考えております。

○平林委員 今局長の御説明を聞きますと、人数も減ってきた、あるいは暴力団の解散しておる数も相当に上ってきた、こういう御説明でありませうが、一応の効果は上がっておるものだと思いますが、根幹部分が残っておるというお話も御当局から聞きますと、これから先、この暴対法の効果はどれだけ上がっていくのだろうか。

大体法律というのは、できたときはみんな一生懸命やるのだけれども、時間がたつとだんだん法律を施行する側もマンネリになってしまつて、まあこの程度というふうなことが往々にしてあるものです。暴力団に関しては、これは先ほど申し上げましたように、全国的な広がりを持って、しかも国民に恐怖感を植えつけておる、そういう問題でございまして、このことはひとつ、警察当局はさらに徹底した対策を講じてもらいたいと思うのです。これは要望いたしておきます。余り時間がございませんで、いわば表面的なことを申し上げて恐縮であります。また別の機会に詳しいことを聞かせていただきたいと思います。

次は、やはりアウトローの問題なんでありませうけれども、極右、極左の集団というのがございませう。テロ、ゲリラその他の行動でこれまた国民生活を脅かす、このことも依然として後を絶たないという状況だと認識をしております。特定の会社やあるいは個人に脅威を与えるだけでなく、本間に一般市民が迷惑をこうむる、こういうことがしばしばあるわけでありませう。例えば、つい先日にも細川前総理が、ホテルのロビーでしたかどこかでピストルで、本人に向けて襲ったのか天井に向けて撃ったのか知りませんけれども、そういう事件も起こった。いわば公衆の面前でああいうことが起こるといふのは、これはまことに寒心すべきことであると思っております。

最近の状況は、右翼、極左、極右を通じて、十年、二十年前とは若干は変わってきたと思ひます。最近どういふ特徴があるか、それに対して警

察はどういふ態度をとっておるかということも伺つておきたいと思ひます。

○菅沼政府委員 お答えいたします。言うまでもないことでありますけれども、警察は、いかなる立場からするものであれ違法行為は看過しないという基本方針のもとに、こうしたテロ、ゲリラ事件に、またその防圧に対処しているところでございまして、今まで相当の成果を上げてきたのではないかと、このように考えております。

御質問のございましたらうちで極左につきましては、昨年、平成五年は大きな警備が相次いだこととございまして、テロ、ゲリラの防圧を強力に推進いたしました。その結果、前年はテロ、ゲリラ事件の発生が四十六件でございましたけれども、昨年は二十九件に抑え込むことができました。また、ことしに入りましてからも五件の発生にとどまっております。

極左暴力集団に対する具体的に取組まれている状況でございませうけれども、昨年は、秘密部隊員二十九人を含む百二十九名を検挙いたしました。また秘密アジトも九カ所摘発することができました。本年に入りまして、既に秘密部隊員八人を含む四十二人を検挙いたしました。しかし、お話をございましたけれども、極左暴力集団は依然として、いろいろないわゆる記念日、節目節目にテロ、ゲリラを引き起こすことを企図いたしております。引き続き予断を許さない状況にあるわけでございます。

また右翼につきましても、このところ右翼事件として年間約二百八十人前後を検挙いたしております。テロ等の不法行為の防圧にも努めているところでございまして、ことしは、昨年の暮れに発生いたしました宝島社等に対する連続けん銃発砲事件を解決いたしましたし、これまでに昨年同期の三倍近い百五十八人を右翼事件として検挙いたしております。

警察としてのこれからの対策等についてでございますけれども、極左暴力集団につきましては、

引き続き、秘密部隊員の検挙とアジトの摘発、それからテロ、ゲリラの被害を受けるおそれのある個人、施設に対する警備の強化、またテロ、ゲリラの防圧、検挙のための呼びかけ、一般への広報活動の推進などを進めているところでございませう。右翼につきましても、お話をございましたように、要人警護の強化、あるいはテロ、ゲリラを企図している右翼団体の情報収集等の徹底取り締まり、また銃器摘発の強化推進などを引き続き強力に推進してまいりたい、このように考えております。

○平林委員 実はこの極左、極右の活動というのも波があるように思ひまして、例えば極左の暴力集団というのがしつこくつをきわめたのが昭和四十年代だったと思うのです。あのころの活動家といふのはもう相当の年齢に達しておるわけですが、新しい若い人たちがこういうグループに入っていく傾向があるとまことに心配なわけですね。これは警察だけの問題ではない社会的な問題にもなるわけだけれども、この若い人が最近極左、極右の団体に入っていくような傾向があるかどうかというのをひとつ聞いておきたいと思ひます。

それと同時に、けん銃の問題ですね。けん銃の問題が絶えず起こります。日本はアメリカとは国情が違つておるので、けん銃の携帯といふことが銃刀法で厳しく規制されておるわけでありませう。最近の新聞等の記事なんかを見ておると、国内で生産されたけん銃が出回つておるとは私も思ひませんが、海外から密輸された潜つて入ってくるけん銃といふのは昔よりずっと多いのじゃないかといふことが出ておると思ひます。

とにかく日本の治安というのはいまだに凶器が一番恐ろしいわけでありませうから、けん銃の取り締まり、一体どういふ状況で海外から入つてきておるか、それから、それが大体どういふところの手に渡つておるかといふことを警察はどこまで把握しておられるか。もちろん捜査上の問題もありませうけれども、ここでもひとつ警察当局の態度と

いふものを伺いたいと思ひます。少年、若い十代、二十代の人たちの問題とこのけん銃のことをあわせて御答弁願ひます。

○菅沼政府委員 まず、極左に若い者がどういふ形で入つていっているか、どんな状況かという点でございませうけれども、お話をいたしましたように、確かに昭和四十年代、極左の活動、違法行為が大変多かったわけでございます。その後、全体として学生層のノンポリ化のような傾向もございまして、かつてのようなほど学生層が極左暴力集団に入るといふ数は少なくなつております。したがひまして、極左暴力集団を支えている層も主として労働者層、特に、かつての学生極左運動をやつていたころの者が中心になっておると思ひます。しかし、それでもなお一定数のものは若い者でも入つていっているようございまして、そういう意味では後とはぎれていない、こういう状況でございませう。傾向としては、若い者が新しく極左暴力集団の中に入つていく傾向といふのは少なくなつてはきておるというふうに考えていただいていいかと思ひます。

それから、けん銃全体のことにつきましては、後ほどまた保安部長の方から説明があるかと思ひますけれども、先ほどの右翼絡みで申し上げますと、確かに右翼団体がけん銃を持つ傾向が多くなつてきておる。一昨年、右翼団体から六十一丁のけん銃を押収いたしました。昨年は二十四丁、ことしは、先般の五月三十日の事件を含めて十八丁を押収いたしております。引き続き全体のけん銃取り締まりの中で右翼団体の中の構成員のけん銃の摘発を推進してまいりたい、このように考えております。

○中田(恒)政府委員 けん銃情勢についてお答え申し上げます。最近におきまけん銃の押収状況でございませうけれども、十年前の昭和五十九年には千八百七丁でございました。これは戦後最も多かった押収数でございませう。その後減少しまして、年間おおよね千丁程度ですと推移をしております。

ところが、平成四年ぐらゐから再び増勢に転じまして、昨午が、史上第三位になりますけれども、千六百七十二丁に達しております。この増加傾向は本年に入つても衰えを見せられておらずと見ております。

次に、現在我が国にどれぐらゐけん銃があるか、あるいはどのようなルートで入つてきているんだというふうなお尋ねでございますが、大変難しい質問でございます。ただ、毎年相当数のけん銃が押収されております。その八割強は密輸入されたに違いない外国製の真正けん銃である。そして、そのような相当数のけん銃が押収されているにもかかわらず、けん銃を使用した凶悪犯罪が相次いで発生している。さらに、暴力団構成員はもとより、暴力団構成員でない一般、それ以外の者、そういう人たちの押収もふえてきているというところを総合的に推測いたしますと、依然として相当数のけん銃が輸入され、社会の底に潜在しておるといふふうに見ておるわけでございます。

こういうようなことから、大変厳しい情勢にあると認識しております。私もとしましては、昨年思い切つた重罰化を内容とした銃刀法の改正を行つていただきました。それとともに、国内における不法所持の根絶と国外からの供給の遮断というのをけん銃対策の柱とした総合的な施策を実施しているところでございます。

今後とも徹底した取り締まりを推進するため、今回、警察庁に銃器対策課を新設していただくなど組織体制を整備するとともに、税関と関係省庁あるいは諸外国と緊密な連携を図つてまいりたいと考えております。

○平林委員 けん銃を違法に所持しておる人を捜索するということは、一般市民生活の中でそういう人々を捜し出して捜索するということは決して容易ではないと私も思います。思いますけれども、これをやはり警察が相当徹底して注意をしておつていきたいと思います。日本の治安の問題が難しくなるのではないかとこの心配をしておりますので、

警察庁にもそういう課を設けられるようでありまして、これからさらに研究を進めて、日本の治安の維持に努めていただきたい、そう思います。その次は、外国人犯罪あるいは密入国問題であります。

このたび警察法改正が行われたら警察庁には国際部というのができるという話であります。日本国内における外国人犯罪というのは急増しておりますという話を聞いております。また、集団で密入国する事件というのが次々に起こる。せんだつても、まことに日本海というのは波は相当荒いけれどもそういう問題は余りなかつたのだけれども、日本海沿岸にまで集団密入国の事件が起こるというふうなありさまなのですね。

これは国際部の設置を機会にこういう外国人犯罪とかあるいは密入国事件というものをさらにしっかりと取り締まるように努力をいただきたいと思つたのですけれども、最近の集団的な密入国事件というのは、新聞によれば国外に組織があつて多数の人間を日本に密入国させる活動をしておる。他方、国内にもそれを受け入れて就職なんぞの世話をするような組織があるというふうなことを新聞は書いております。このようなことはまことにゆゆしいことなすね。一人二人が密入国するということの問題とはもうおのずから違つておると思うのです。その辺に対して警察当局、どのようにお考えになっておるか承りたい。

○官沼政府委員 お答えをいたします。

まず、集団密航事業についてでございますが、御指摘のとおり、最近大変多発傾向にございまして、ことしに入りましてから警察が取り扱つた検挙人員だけで二百六十四人でございまして、これは昨年一年間が百三十三人でございまして、既に倍になつておる状況でございます。また、この二百六十四人のうちの二百三十四人、全体の九割が中国人でございます。

警察といたしましては、沿岸地域の住民の協力や海上保安庁等関係機関との連携によりまして沿岸警戒を強化いたしております。いわゆる不法

入国者の水際検挙を図るべく努力をいたしておるところでございます。また、水際の検挙のほか、国内内外の密航組織の解明にも努めておるところでございます。

また、今御指摘等ございましたけれども、最近の中国人による集団密航事業には、いわゆる蛇頭、蛇の頭と書くわけでございますが、蛇頭と呼ばれる密航請負人グループが送り出し側におりまして、これが日本の暴力団員と組織的、計画的に連携をいたしまして、大体一人当たり二百万円ぐらゐの手数料を取りまして百人単位で運んでくるというふうな一種のビジネス化している状況があるわけでございます。

これに對しまして、先ほど言いましたように、警察といたしましては強力に取り締まりを進めておるところでございますけれども、外国人被疑者に対する捜査、取り調べには言葉の問題等幾つか難しい問題がございますが、国際捜査に通じた捜査員の育成でありますとか通訳体制の拡充、あるいは外国捜査機関との連携に努めているところでございます。また、外交ルートを通じて、中国に對しまして不法入国の防止を要請をしているところでございます。

外国人犯罪についてのお尋ねがございましたので、簡単に傾向だけ御説明いたしますと、平成五年中にいわれる来日外国人による刑法犯の検挙総数は七千二百七十六人でございまして、対前年二・一％増加いたしております。これは日本人を含めた全体の刑法犯の増加傾向が四・五％でございますので、大変大きく増加しているということが言えるわけでございます。特にその中でも凶悪犯がふえておりました。対前年三三・〇％というふうに凶悪事件が外国人によつて敢行される傾向が強い状況にございます。

以上でございます。

○平林委員 さて大臣、これから大臣に二、三お願いをして御所見を伺いたいと思うのであります。が、今治安上の私が気になっておる数点、そのほかにもありますけれども、まとめて警察当局に伺

いました。が、暴力団や極右、極左のテロ、ゲリラ問題について大臣にお願いしたいのは、先ほどのお話では、最近世の中よくなつていけば新しくこういう集団に、アウトローの集団に入つていく人たちの数は少なくなつた、こういうお話でありまして一応安堵はしておるものでありますけれども、将来にわたつてやはり十代、二十代の若い人たちが暴力集団に加わらないような社会づくりをしていかなければいかぬと思つたので、その対策というのは警察だけでは成り立つものではないと思つたのです。政府全体として取り組んでいただきたいということでありまして、その中心にはやはり国家公安委員長が、大臣としてなつていただかないといかぬのではないかと気がいたしております。

実は、現場の警察官の話を聞いておると、警察官でも心ある人たちは、それぞれの任地におきまして柔道や剣道あるいはその他のスポーツを子供たちに教へたりしている。そういう機会を生かしながら少年が非行に走らないようにあるいは暴力的な行動を起こさないようにという努力を本来的職務の外でも一生懸命にやつておる。私はよく見ております。いわば青少年の健全育成や防犯活動ということにならうかと思つた。

やはり社会全体がアウトローに加わる人々たちをできるだけ少なくするようなそういう配慮を怠らずにやつていく必要がある。関係省庁は非常に多いと思つた。石井大臣も御承知と思つたけれども、総務庁や法務省や文部省やあるいは地域をつかさどる自治省や、もう各省庁たくさんあると思つた。そういうところから力を合わせてひとつ努力をしようと思つた。そういうような道を聞いてもらいたい。これはぜひ大臣にお願いしたいと思つたのであります。

それから、犯罪の国際化あるいは密入国問題も重大な事態に立ち至つておると私は思います。大臣は外国のおつき合ひが非常に広い方でありまして、私も承知をいたしております。特に日本の近

隣諸国に対してのおつき合いを非常に親しくしておられる石井大臣のことです。でありますから、特に大臣にお願いしたいのでありますけれども、この密入国とか外国人犯罪というのは、国内問題だけでなく外交上の支障にもなり得ますし、あるいは国際的な親善、交流には大きな妨げになると私は心配をしております。したがって、どうかひとつ御親交のある外国の要人ともよく連絡をとっていただいて、今警察が苦勞しておる活動が円滑にいくように国際的な協調を増進していただきたいと思っております。

以上二点につきまして大臣の御所見を伺いたい。

○石井國務大臣 平林先生が地方行政、警察行政のこれまでの長い経験に基づいて、警察に対する非常に現実的な、特に新しい問題につきまして御指摘をいただきましたことに、私たち大変敬意を表しておる次第でございます。

御指摘になりましたいわゆる暴力団、けん銃、青少年、外国人犯罪、左翼、右翼によるテロ等々に加えて、新しい形の犯罪というものがふえております。言うなれば、貧しさゆえの犯罪から豊かさゆえの犯罪に社会構造と犯罪構造というのが変わってきておる。これに柔軟に、的確に警察が対応していくことが今度の警察法の改正の中にあり、今後さらにそういう形で進んでいかなければいかぬのではないかとこのことを認識すべきだと思っております。

青少年の加入の問題に對しまして、関係省庁と連絡を密にせよということも十分今後配慮をしていきたいというふうに思っております。先ほど暴力団についてのいわゆる暴対法が効果を上げておるのかという御質問がございましたが、その十六条に、いわゆる青少年に対する加入の強要の規制等という具体的な項目がございす。私は、この項目というものは小さいように見えますが、大変大きいもので、この点、この十六条を基礎に警察が、ややもすれば弱く、引っ張られていく青少年たちを引き戻すというふうなことが

にも大きな意義があるのではないかというふうに認識をいたしておるわけでございまして、実は御質問の前に、最近少年の加入がどうかといますと、幸いなことに必ずしも増加の方向ではないということでございますから、今後社会全体が、青少年がそういう悪の道に進んでいくというのを防止するという全体的な体制というものをつくっていく必要があるというのを認識していきたいというふうに思っております。

犯罪の国際化の問題に關しても、残念なことに豊かな国ほど犯罪が複雑化し、多くなつておるといふ傾向がございまして、最近のアメリカの治安の状態などを見ておると、まことに目を覆うようなものがございます。しかも、これまでになかった新たな、薬物でございますとかエイズでございますとか、そのほかこれまでになかったような犯罪ではなく非常に複雑な問題がある。そういうふうな意味からも、この姿は我々日本においても明日我々が懸念すべきそういう社会を一つ示しておるのじゃないかな。そういうふうな意味でも、各国との連携を密にいたしまして、今後起こり得る犯罪の国際化というものを十分対応していく体制というものをこの新たにできまう国際部が十分果たしてもらいたい、そういう期待を持っておるわけでございます。

最近起こります中国等からの大量の密入国につきましても、これはこれまでに余り見られなかった大変な事態でございます。一説には、日本と中国との賃金の格差が余りにも多いために、海を渡り、命を捨ててもそれをやることによつて、日本におつて無理をすれば、一年かそこら働けば家が建ち、一生業になる。こういうふうなことになる。また、なかなか相手国に呼びかけても相手国のいわゆる統治能力外にある。そうなりますと、やはり一番これをとめる方法は、私の考え方でございますけれども、国内の水際と同時に国内に潜入する、潜在する地域というものを確実に点検をいたしまして、受け入れ体制をシャットアウトする。出てくるもとをとめるよりも入ってこれない

という体制をこの問題に對してやつていかなければいけないのではないかと。

昨年から今年にかけまして急激に増加しておるこの傾向に對しまして、警察当局といたしましては、大変たくさん外国人が来ており、また難し問題でございますけれども、大都市周辺を中心におおむね集まっておるアジトというのをはかるわけでございますから、この国内の点検ということからこの犯罪に對して対処していく必要があるのではないかなというふうに考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、日本の警察が持つております住民との信頼関係という、ふるさとの味とでも申しますか、伝統的な美しいものを持ち続けながら、新しい国際化の時代、犯罪の広域化の時代に対処できる近代的な新しい警察づくりというものに取組んでいく必要がある、そういうふうに認識をいたしております。

○平林委員 大臣の御所見を伺いました。大臣の御尽力を今後お願いしたいと思つていますが、特にやはり、おっしゃいますように大都市ですね。大臣も、大都市といえは選挙区は神戸でいらっしゃるわけですから、いろいろな御見聞もあるうかと思つてます。やはり大都市の治安というものがそういういろいろな新しい要素によつて攪乱されるということができるだけ少なくなるように一層の御尽力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

○栗屋委員長 北沢清功君。

○北沢委員 私は、このたび提出されました警察法の改正を中心として質問をさせていただきます。

このたびのこの法の改正は、一九五四年以来の最大の組織改正であらうと思つていますが、この大規模の改正をされるについてはそれなりに、内外の社会情勢の移り変わりによる犯罪の質的な変化であるとか国際化であるとか広域化などがあると思つていますが、まず、この改正についての基本的な認識なりお考えについて初めにお尋ねをいたしたいと思つております。

○廣瀬政府委員 答え申し上げます。

このたびの警察法の改正は、ただいま委員御指摘のとおり、内外の社会情勢の変化に對した警察運営の展開を図るため警察庁の組織改正を行うこと、また、犯罪の広域化等に効果的に對するため都道府県警察相互間の関係等に關する規定を整備するという内容のものでございます。

最近の犯罪情勢の悪化、あるいは犯罪を初めとする警察事象の広域化、国際化、こういうものが一層進展をしておりますので、これに對しては的確に對処し、我が国の良好な治安を維持向上するため今回の改正がぜひ必要であると考へまして御提案した次第でございます。

○北沢委員 日本の治安のよさというのは先ほどから御指摘がございましたように、世界に冠たるものであらうと私は思つております。これは一つには国民性といひますか、日本の社会の持つてゐる、また地域の持つてゐる美風といひますか、社会的慣習も大きな役割を果たしてゐるわけであります。これに加えて、交番などに見られるようなきめ細かな警察システムが相乗効果を上げてきたと思はれるのであります。

しかし、残念ながら、昨今、社会的規範が解体され変化していることと相まって、極めてシニカルな新しい型の犯罪などが多発の傾向が見られますし、また反面、検挙率の低下、現場警察力の低下が見られます。従来の方では対処できない面が多々出てきてゐるわけであります。ですから、このたびの警察法の改正は、そうした時代の変化にこたへて、日本の伝統ある治安のよさを守るために大きな成果が上がることを心より期待するものであります。

そこで、それに密接なかわりを持つております生活安全局についてまずお尋ねしたいと思つております。

この生活安全局というのは、これまでの刑事局保安部の体制を市民の安全確保という面からとらえ直して、その再編強化を図ることとするのであ

りまして、市民生活の安全を図るためには大きな役割を果たすことになるわけで、期待も大きいわけでありまして。その所管事務としては、従来の警らとか犯罪の予防のほか、「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること」とそれから地域の警察に関するところというのが加えられております。これは具体的にどのようなような内容であるのかをまず教えていただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 ただいま御指摘のとおり、最近の犯罪の増加傾向あるいはけん銃、薬物等こういうことが大変深刻になってまいりまして、国民の犯罪や事故に対する不安感が増大する傾向にある状況でございます。

私ども、治安がいかにどうかということを判断いたしますときに、治安は人心にありと申しまして、常に、国民の方々が犯罪、事故に対してどう思っておられるか、不安感を抱いていないかどうか、それを重要視することが大事であらうというふうに思っております。先ほど申しましたように、昨今の犯罪情勢からして、国民の犯罪あるいは事故に対する不安感が増大する傾向にあるというふうに考えております。

そうなりますと、犯罪が起こった後に事件検挙をする、これは当然それに努めなければなりません、その前段の、犯罪が発生しないようにする、あるいは犯罪を軽微な状況で抑え込むというような諸対策が大変重要であらうというふうに思ひます。

委員もおっしゃられましたように、市民生活に身近な警察行政をより強力に推進したいというのがために、保安部の体制を再編強化して生活安全局を設置するというものでございます。

お話がございましたように、「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること」というのを所管事務に書いてございますが、これは、従来の保安部が持っておりました「犯罪の予防」、「保安警察」あるいは「警ら」という所管事務につきまして、市民生活の安全と平穩を確保す

るという面、個人の保護に着目してとらえ直して明記したというものでございます。

具体的にどういうことをするのかといひますと、犯罪被害の防止あるいは市民生活侵害事犯からの保護、雑踏などにおける事故の防止、各種悪徳商法等に対する困り事相談の対応といったものが挙げられるところでございます。

次に地域警察でございますが、これは、地域の実態を掌握いたしまして、その実態に即し、かつ住民の意見及び要望にこたえた活動を行いますとともに、市民の日常生活の場におきまして、常に警戒態勢を保持し、すべての警察事象に即応する警察活動を意味するものでございます。

○北沢委員 現代の情勢というのは、犯罪ばかりではなくて、非常に不安の時代と言われるわけでありまして、そういう面、この改編を通じてさらに国民の不安の中で大きな役割をひとつ果たしていただきたいと思ひます。

そういうことと関連しておるわけではないかと思ひますが、既にスタートしております制度であります地域防犯パイロット事業、それから学識経験者などで構成しております生活安全研究会が既に活動を始めているというふうに聞いておるのですが、こうした制度の目指すところのものは何か、また実が上がつているといったことがありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、このたびの予算案に組み込まれております民間ボランティアによる生活安全モニター制度も一連のものと考へてよろしいかと思はれるので、あわせて趣旨等についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。お尋ねの地域防犯パイロット事業とそれから生活安全研究会の関係でございます。既にスタートしておるという御指摘でございますが、実は、これは予算に絡むことでございまして、まだスタートしていない、本年度から始まるということでございます。ですから、結果というものはまだ全然出ていないのでございますが、ただ、お

らいとしておるといひますか、私どもとして考へておりますことはこういうふうな考へに立つておるといふことを御説明申し上げたいと思ひます。

現在、既に全国の各地域では、それぞれの地域の実情に応じまして、地域住民なり自治体なり警察のそれぞれが連携いたしまして、犯罪でありま

すとか事故でありますとか災害等の発生を未然に防止するためのいろいろな活動を、その地域ごと

に違ひがございまして、地域安全活動とでも申しますか、例えばこういうものが既にいろいろな形で過去から展開されてきたところでございまして。

例えば、幼児などに対しましてはたまたま誘拐等の防止のために通学路の防犯パトロールをやっている府県もございまして。あるいは防犯灯を設置する、あるいは街頭での自転車の防犯登録や、かざり促進運動などをやっております。こ

ういうものが対象になるわけではございますが、こういうような活動が地域においてさらに効果的に推進されまうように、本年度から全国で百九のモデル地区におきまして地域防犯パイロット事業を開始したい、本年度の事業として開始したいと考へておるところでございます。

それからもう一つ、生活安全研究会の関係でございます。私ども保安部ではこれまで、保安行政を国民の意識に沿つたものにするために、地域安全活動の推進にございまして、風俗営業等のあり方につきましまして部外の有識者の先生方の御意見をいただきたところでございます。今般、生活安全局の設置をお願いする、そして、これを

つくつていただけるのを契機に国民生活の安全に関する問題について広く有識者の御意見を賜ふこととして、このようなものを置いていただきたいと思ひます。それから、生活安全モニターについての御指摘がございまして。この生活安全モニターはどのよう

な活動というものがこの中でも最も大きな柱の一つだろうと思ひます。

ただ、このような自主的活動でありまして、地域住民の意向はまた十分に反映されなければいかぬだろうというふうな考へるわけではござい

ます。こういった観点から生活安全モニターが各地において自然発生的に設けられてきておるわけ

でございます。これは、この人々たちを通じて住民の意見なり要望のくみ上げが容易となつて民間活動に生かされるというふうな意味で、私どもとし

ても大変望ましいものだといふふうに考へておるところでございます。

以上でございます。

○北沢委員 さまざまな面から市民生活の安全確保のためにいろいろの方策をお立てになつておられますが、そうした制度や新しい生活安全局が、先ほど申し上げたように、日本の治安、市民生活の安全性が警察官の皆さんの日夜たゆまざる努力によってつくられていくということに感謝をして

おるわけではございますが、とかくここで難しい面も実はあるのではないかと申すに私は思ひます。

きめ細かな対策を立てていただくことがもろ刃の剣となる一面も否定できないところがござい

私ども、基本的にはこのように考えております。

地域社会の平穏と安全を守るに当たりまして、個人、地域住民、警察のそれぞれがそれぞれの立場で必要とされる活動を行うべきというのが基本だ。そう考えてまいります場合に、個人あるいは家庭内の問題についてはそれぞれその個人が対応すべき性格のものと考えております。そして、警察なり地域住民が、地域における安全を確保するための活動、地域安全活動を行うとする場合には、地域住民あるいは地域社会にとって共通の問題を対象とすべきだろうというふうに考えます。

このように、地域安全活動というものは個人のプライベートな領域には立ち入らないこととしておりますけれども、確かに御懸念のようなことがあつてはなりませんので、プライバシーは尊重されるべしという観点から、今後とも十分に注意をするよう指導してまいりたいと存じます。

○北沢委員 ただいま御答弁がありましたように、そういう深い配慮でさらに御指導をいただきたいというふうに思っております。

次に、このたび新設されました国際部についてお尋ねをいたしたいと思います。

近年、非常に捜査の国際性がふえ、日本における外国人の犯罪が増加の一途をたどっている状況でありまして、これまで、国際捜査共助が刑事局の中の国際刑事課、また、外国人に対する犯罪の対応の事務局が警備局、PKOなどの国際協力関係が長官官房と、所管がばらばらであったと思ひまして、これに一括対応できる国際部の設置は時代の要請になつたものであらうというふうに思ひます。事案への速やかな対応が期待できると思ひます。

そこでお尋ねでございますが、これからますます増加、複雑化すると思われる日本における外国人を対象とする警察活動について基本的などのように対処をされるお考えなのか。また、昨年警察官のとうとい犠牲が出た国際貢献への警察活動、

これらについても基本的な立場をお示しいただきたいと思ひます。

○菅沼政府委員 まず、外国人の治安に及ぼしている問題について私から御説明をいたします。

まず、外国人関係の治安に及ぼしている問題につきまは、一つは集団密入国、それから不法滞在の問題がございます。これにつきまは、今までも御説明いたしておりますけれども、集団密航が激増の傾向にあるという状況でございます。また、不法滞在者でございますが、これは法務省入管局の統計によりましてやや横ばい状態の傾向にはなつておりますけれども、三十万人前後が不法滞在者として日本国内にいますというふうに考えられるわけでございます。

次に、犯罪の問題でございますけれども、平成五年中に検挙いたしましたのは、全刑法犯で七千二百七十六人、これは前年に比べて二二%余りの増加でございますが、日本人を含めた日本全体の刑法犯の増加が四・五%くらいでございますので、大変多いということが言えます。特に凶悪犯罪の増加が外国人について顕著でございます。対前年三三%の増加でございます。

また、もう一つの大きな問題は、この外国人の不法滞在にあるいは密入国を誘引する犯罪がふえているということでございます。一つは、先ほども御説明いたしましたけれども、送り出しあるいは受け入れを組織的に行つてビジネスとして密入国を扱っている、対象にしている、そうした活動が活発であるということ、それから、不法滞在を容易ならしめるための文書偽造のようなことが組織的に行われている、こういう状況があるわけでございます。

したがひまして、警察といたしましては、凶悪犯罪、薬物犯罪、国際的な職業犯罪グループ等を中心としたしまして、治安を直接脅かす犯罪の検挙を推進しております。また、不法就労者、不法滞在者を呼び込むような犯罪の摘発を進めているところでございます。

また、捜査の能力、体制を強化するために、国

際捜査官の育成でありますとか、通訳体制の拡充でありますとか、あるいは外国捜査機関との連携でございますとか、そうしたものを進めておるところでございます。

○廣瀬政府委員 PKO絡みの御質問でございますが、PKO活動のために実施される国際平和協力業務につきまは、国際平和協力法に基づきまして、基本的に総理府国際平和協力本部が実施の任に当たります。警察庁は関係行政機関としてこれに協力することとされております。国際部の新設によりまして、こうした基本的な枠組みは変わらないところでございます。

警察庁といたしましては、従来と同様に、国際連合平和維持活動につきまは、その重要性にかんがみ、文民警察部門において基本的に可能な範囲でその活動に協力していくことが大切であると考えております。

○北沢委員 理解できるところであります。今回の国際部にしても生活安全局にしても、要は、国際部につきまは、やはり警察官自身が国際人でなければならぬ。そのための技能なり、また捜査のための通訳等を含めて、そういうものが完璧になつてこそ初めてその任務が全うできると私は思うのです。

そういう意味で、警察官の皆さんは非常にお忙しいわけでありまして、教養といひますか技能の習得といひますか、そういう面について、現行のこの予算なりまたは体制の上で問題点があるかどうかということについて、一言お尋ねをしておきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 本日に社会がどんどん発展いたしまして、それに伴つて、その反作用というふうなことでいろいろな犯罪が出てまいります。しかも、国際化の度合いがどんどん進むということもございまして、私ども、今この国際化に対応しなるといふことが肝要でございます。少なくとも、しよっちゅう使います英語、中国語、韓国語等は

にアジアの特殊な地域の語学というのはなかなか整えるわけにまいりませんので、部外の方に嘱託をしてお願いするということでございます。そういう通訳謝金の今後の増額確保ということについても、いろいろ努めてまいりたいというふうに思っております。

また最近、警察といたしましては、やはり警察官の育成ということが大変重要でございますので、警察学校等におきまして教養はもとよりでございますが、刑事の方では刑事実地訓練と言つておりますが、事件を検挙して熱い知識を持つておりますが、それをほかの者たちに伝えていくことに努めておるわけでございます。そういう教養のやり方につきまはいろいろ工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

○北沢委員 今申し上げたような面については、ぜひ積極的に、しかも予算もひとつ投入をしてやつていただきたいということを強く要望しておきます。

次に、広域犯罪に対する対応でございますが、犯罪の凶悪性であるとか捜査の困難性がとみに増してまいりまして、現況において、これまでの体制の不備だとか欠陥を補ひまして、犯罪処理のための機動性からいっても成果を期待しております。

ただ、一つだけ確認しておきたいのですが、ここで言われていることでは、都道府県単位の管轄を取り外すということでは、事実上の都道府県管轄区域の廃止となつて、既に教養を単位とするところの、先ほどお話がありましたように、広域捜査隊が発足しているわけでありまして、これが恒常的に組織されることになりまして、ある意味では中央的な意味での管理ということが集中するのではないかと思ひます。各都道府県の公安委員会との関連についてはどうなるでしょうか、老練心ながらこの一点だけをお尋ねしておきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 現在の警察は、もう御案内のとおり、都道府県警察で、それぞれの都道府県の管

内において職権を行使する建前でございまして、今回の法改正によりましてそれは一切変わらなところでございます。

ただ、都道府県の境界付近で起る犯罪等につきましては、これはそれぞれの都道府県の治安に大影響を及ぼす場合が多いでございます。したがって、その関係する都道府県が協議をいたしまして、共同してその事案を処理しようということが両方の治安の維持を守る上からも効果的であるというふうに考えられるところでござい

す。

今回、警察法第六十条の二という規定を改正するわけでございしますが、これは現行の規定と同様な考え方でございまして、それぞれの都道府県の実情に応じまして都道府県の公安委員会の協議によりまして初めて管轄区域外の職権行使ができる。都道府県公安委員会の協議が前提でござい

まいりたい、今後も十分努力をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

○北沢委員 ありがとうございます。

○栗屋委員長 殺田恵二君。

○殺田委員 私は組織改正の問題について質問をしたいと思ひます。

今度の組織改正案では、「生活安全局の所掌事務」の規定につきまして、「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。」が新たに加わっています。この意味するところをまずお聞きしたいと思います。

○廣瀬政府委員 先ほど北沢委員にお答えいたしましたとおりでございますが、従来からの保安部、保安警察の持つております所掌事務の中から、特に、市民生活の安全を確保する、その面を強調して書いたものでございます。従来からの保安警察の事務分掌を別の角度から、個人の保護という角度から明らかにしたというものでござい

す。

○北沢委員 それでは最後に、この法改正によってますますその重要な役割を果たされることになる一線の警察官のたゆまざる御努力をお願いするとともに、改正によって実効にかける大臣の御熱意を披露いただいて、質問を終わりたいと思ひ

ます。

○殺田委員 この法律でいいますと、例えば二十三条に從來あったわけですね。それを二十二条の生活安全局に保安部の内容を、わかりやすく言えば移動させた。ところが、その中には二、三、四、「地域警察」、「犯罪の予防」、「保安警察」に関しては、わざわざこれ全部あるわけなんです。それをさらに新しい項目、第一項として今までなかった文言を入れるということは、先ほどもありましたが、私はやはり、市民生活一般、全般に警察が介入して、権限が拡大されるんじゃないかという危惧が当然抱かれますと思うのですが、その点はどうか。

○石井国務大臣 先ほどの他の委員の御指摘もございまして、これだけ犯罪が広域化し、また国際化しているのに、今これを実施に移すということはいささか遅過ぎたのではないかと、こういうふうな御指摘もございましたが、確かに諸藩置県は百年近く前のことでございます。それぞれその体制の中に固結として整然としたルールを持って各県の警察はやっておりますけれども、いわゆる最近起こっております広範な地域における犯罪、また国際犯罪というふうなことに対処いたしますために、今の改正を、十分対応のできる体制に、実績できるそういう体制に即動かすことによ

りまして、国民の平和と治安というものを守って

○廣瀬政府委員 今回の改正は、警察の権限拡大を目指すものでは決してございせん。警察の任務等に関する警察法第一条、第二条は改正しておりません。

先ほども御説明申し上げましたように、従来は「犯罪の予防」、「保安警察」、「警ら」というふうに書かれておりました保安部の所掌事務をさらに細

かく書き砕いた、そして特に市民生活の安全と平穩を守るということを真真正面にとらえたというものでございます。

○殺田委員 なぜこれを割とつこく言うかとい

いますと、今もお話ありましたけれども、例の警察法的一条、二条はまだ変えていないんだと。確かにそれは変わっていないのですが、その一条、二条の問題で、例えば警察庁長官官房の「警察法解説」というのにありますが、「戦後においては、民主警察のあり方として警察機関が国民の生活に干渉するような行政を担当することをできるだけ少なくするために、整理したというように書いてあるのです。だから、戦後においては警察が国民の生活に干渉するようなことをできるだけ少なくする」という、いわゆる消極行政と言われているが、そういうことは旧法でも、そして現行法でも引き継がれているわけであり

ます。

私はこの点、警察庁の考えは引き継いでいると思うのですが、改めて、その点は今回の改正でも変更はないのか、その精神がどうなのかという点について、もう一度お聞きしたいと思う。

○廣瀬政府委員 先ほど御説明申し上げましたとおり、今回の警察法の一部改正は、警察の任務等に関する警察法一条、二条の規定の改正を内容とするものではございせん。新たに設置することとしたしております生活安全局におきましても、従来同様、警察の任務等の範囲内において活動することに変わりはございせん。

○殺田委員 従来同様変更ないと言っているわけけれども、例えばこの二条の「警察の責務」という中で、「警察法解説」の書類によりまして、こう書いてあるのです。警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきもの。だということをやわざと書いてあるのです。その前項とは、御承知のとおり「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び」ということで、「その他公共の安全と秩序」と書いてあるわけ

すね。

わざわざそれを詳しく書いて、それを厳格に守らなくちゃならない、この範囲に限られるべきものだということを言っているわけですが、そうなりますと、先ほど述べた生活安全局においては「市民生活の安全と平穩に関すること」ということになりまして、どうも逸脱する嫌いがあるんじゃないか、率直に言ってそういう嫌いがあるのですが、その辺はいかがですか。

○廣瀬政府委員 都道府県警察の責務といたしまして、「個人の生命、身体及び財産の保護」、それとともに「公共の安全と秩序の維持」、この二つの責務を果たすことが警察の務めでございます。今回、「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。」といひますのは、まさに個人の生命、身体、財産の保護に任じるというその責務を果たすためのものでござい

ます。

○殺田委員 私は、警察の活動は本来、個人の権利と自由を保護するというのが肝心であって、特に実際上は制限するということになりますね、当然。したがって、非常に厳格にやらなくちゃならないということを改めてこれは強調したいわけですが、特にこの文書にも書いていますように、「警察はもっぱら社会公共の秩序に関係のある生活を対象とすべきである」ということを原則としているのです。つまり、市民生活全般、一般というものは、漠とした話じゃなくて、やはり同じく生活の面でも社会公共の秩序に係るものということが大事なのですが、そのとおりでいいのですか。

○廣瀬政府委員 先ほどと同じ答えになって恐縮でございますが、警察法一条、二条に書かれてある責務等の範囲内で当然権限を行使していくものでござい

ます。

○殺田委員 つまり、今も言われたように、今回の改正でもその原則というものは変更はないということですね。それは確認してよろしいですね。

○廣瀬政府委員 御質問の趣旨が、行政は法律の目的の範囲内で法律の規定に従って行われなけれ

ばならない、という趣旨でござい

いは答弁していただくことにしまして、もう一つ、事務的な観点になりますのでお聞きしたいのですけれども、勧告がなされて総理大臣が受けるわけですね。総理大臣は、国会にどういう形で受けるかどうか、報告するかどうか。いずれにしても総理大臣が受けた時点で法案化の作業が進められるわけですね。法案化の作業の中では、例えは内閣法制局の審査とか、それからもちろん印刷という問題もあるわけですが、これらについては事務的にどのぐらいかかる予定になっているのか。

○佐野(徹)政府委員 最終的にどういった内容の勧告がなされるか、これについてはまだはっきりしておらない状況でございます。また法案化作業の問題につきましては、あらかじめ内閣法制局という点について打ち合わせ、調整等も必要でございます。したがって、現時点におきまして法案化作業にどの程度の期間がかかるかというところにつきましては、まだ私も具体的な検討には至っておらない状況でございます。

○小林委員 全部具体的な数字を挙げないようになつていくようにすればいい、印刷は一週間ぐらいだということではよろしいんですか。

○佐野(徹)政府委員 これも、まことに恐縮でございます。けれども、どういった具体的な法案が法制局との協議で最終的な案となるのか、そういうことも関連した問題でございます。現段階におきまして、どの程度の印刷期間を要するかというところにつきましては、私もまだ事務的な検討に入っておりません。私どもまだ事務的な検討、御了解いただければありがたいと思います。

○小林委員 具体的にしゃべるなということになつていくのかもしれませんが、それじゃ、区割りの勧告期限はいつなんでしょうか。

○佐野(徹)政府委員 区割り審議会の設置法におきまして、委員が任命された日から六カ月以内といった規定がございます。

十一日でございます。これから六カ月以内というのは十月十一日ということでございます。

○小林委員 そういうことで、十月十日ですかまに勧告するようにということなんですけれども、実は大臣の発言、記者に対する発言の中にも、いわゆるその区割りの周知期間の問題も絡んでいられるわけなんですけれども、この周知期間は極めて短縮できるんだというふうなこともございますし、今国会で何としてでも成立させたいというふうな発言もございました。

もちろんこれは、現在の連立与党の政策合意の中で我々も参画して合意された内容でございます。すけれども、今国会で実現して新しい選挙制度でやるんだというふうなところまでのことはあったわけなんですけれども、我々、その後の極めて信義を失うような状況の中で政権を離脱するというような状況になったわけでありまして、その問題については、合意したことの責任を果たしていこうと我々の独自の党としての責任を果たしていこうというふうなことですけれども、現在の与党に対する責任を負う立場にはないということだけは申し上げておかなければならないと思っております。

周知期間にかかわる問題について、大臣が、短縮は可能だ。周知期間については、要は法案の施行規則にいつから施行するというふうな月日が入るわけですね。これが周知期間にかかわってくるわけなんですけれども、周知期間は短縮が可能だというふうな発言を、誘導的な発言をされているというところ、もちろん大臣そのものが政治改革特別委員長という立場もございまして、またこの政治改革関連四法の完結に向けて激しい情熱を燃やされているというところで、そういう点では敬意を申し上げたいと思っております。しかし、審議会の内容に介入するような発言を随分してきていながら介入するような発言を随分してきてい

るんですね。情熱がはたとばしているのではないかと、少なくとも少数与党政権内閣としてもっと

慎重であるべきではないか、そのように感じられてなりません。

例えば、区割り法案の問題についての発言に関連してずっと新聞を読んでもみましたが、区割り法案は今国会で成立させたい、答申があればすぐ国会で成立させることができる、この辺は極めて重大な発言だろというふうな思いをいたします。また、区割り基準がきのう決まったようだけれども、飛び地をつくらないことを優先すべきだということも発言されております。結果的にそうなるわけですが、これらについてもやっぱり大臣としてマスコミ等での発言というものはどうなのかというところを心配いたします。

それから、区割りは海部内閣時代にやっております、残るは微調整でそんなに時間がかかるとは思わないというふうな、思惑も含めた、期待を込めた発言が目立っていると思うんですけれども、そういう点で、今度は大臣から、一連のこの法案の提出の見通しとそして今日までの大臣のこの問題についての対応、発言の問題等も踏まえて一度御答弁いただきたいと思います。

○石井国務大臣 ただいま選挙部長より事実関係について御報告をされたわけでございまして、今小林委員がおっしゃいましたことにつきまして、私なりの見解を申し述べさせていただきます。一つには、私、政治改革の特別委員長としてそういう立場、また政治改革の与野党の座長といたしましてその意見をまとめてきた立場から発言すべきという自由な立場と、政党人としての立場と、それから自治省の選挙を担当いたします大臣といたしましての立場とは、おのずからこれは区別をしなければいかぬことでございまして、今いろいろと御指摘をされましたけれども、私が場合によっては行き過ぎた発言をした場合もあったかも知れませんが、今申しした基本的なスタンスを注意して守ってきたつもりでございます。

また一面、マスコミのサイドも非常に誘導的でございます。あるいは希望のなところもござい

ますし、独善的なところもございまして、そういう中から、こうなるというのが私のいささか発言のように報道されたというふうな一面もございまして、私もできるだけこういふ公の席ではこの微妙な問題については発言を慎むという気持ちできょうも拝聴をしておたというの、私の偽らざる心境であるということを、まず御理解いただきたいと思っております。

それで、小林委員の聞かれておることに対してはお答えをさせていただく前に、もう一つ。法案は成立をいたしました。選挙区画定審議会のメンバーは自治省とは全く関係がなく、総理が任命される、公正中立な方を任命されたわけでありまして、当時の細川総理がこの任命を行われたわけでございます。また、この機関は、いろいろやりとりがございましたけれども、衆議院に附置せず、総理府に附置する。ただし、選挙の事務を取り扱っておるのが自治省の選挙部でございます。それが事務的な問題の整理等に当たっておるというところでございまして、任命に關しまして、審議の内容に關しまして、その後の答申に關しまして、自治大臣はその権限は一切持つてないし、それに対して想像で物を言えるというふうなことはありますが、それはできるだけ慎むべきでございますけれども、私がそれと連動をしたら話し合いをしたりして物は全く進んでおらないというところでございまして、その点につきまして、ここでも選挙の議論をしておりますし、これまで政治改革の議論も私が中心でやっております。したで、何もそういうふうな動いておるというふうにお感じになるかも知れませんが、いやしくも自治大臣に任命を受けてから後は、冒頭に申しましたことにつきまして、そういうことを十分心に置きながらあの発言をしてきたということを申し上げたいと思っております。

そこで、告知期間の問題に關しましては、私がこれまで発言いたしましたのは、海部内閣当時的小選挙区比例代表並立案においては、告知期間というものは三カ月というものが規定されてお

したけれども、宮澤内閣が提案いたしました五百の小選挙区制度以降、告知期間についての期日の規定というものが外れておる。したがって、そのときの政治情勢によって、どうしても必要があれば告知期間を省略するということも法律的には可能ではあるけれども、しかし、国民の立場から考えれば、やはり明記はなくても三カ月程度の告知期間というものがあつた方がベターなのではないか、告知期間は長ければ長い方がいいのではないか、こういう発言をしたわけでございます。ところが、後半の重要な部分はその記事から欠落し、最初の部分だけが、いかにもそれは必要ないというふうになつておるところは心外であります。私が申し上げておるのは、今の一連の中にそういう話をいたしておるわけであります。

それからまた、この国会中に法案ができるかどうかということは、これを明記しておるわけでございまして、与野党の——社会党も参画をされました与党の中での羽田政権成立に至る合意事項は、早急に関連法案を国会に提出し、可能な限り今国会で審議成立させる、次回総選挙は新制度のもとで実施すると、こういうことを、まあそれから離脱はされておりますけれども、いわゆる細川内閣当時の与党連立はこういう気持ちで政策合意をしたという事実がある。

それからまた、自民党さんの方におかれましては、最近の政策の発表というものがあつたのでございまして、（小林委員「いや、大臣、自民党の方の話は結構でございます」と呼ぶ）いや、これは非常に重要でございますから、ちょっと聞いてください。自民党は、衆議院選挙区固定審議会による区画割り案を全面的に尊重し、政治改革法を早期に完結させる、これが党改革、政権奪還を目指しての政策でございますから、この二つがある限り、こういう方向に進むのではなからうか、こういう想像を申したわけでありまして、自治大臣としてそうするとかなんとかというおこがましいことは一切言うておらぬということを申し上げておきたいと思ひます。

○小林委員 それでは、次に移りたいと思ひますが、要は政治改革、選挙制度の改革の中で大臣発言にかかわること、これは積極的に評価していただきたいと思つてゐるような発言もございまして、いわゆる在外邦人の投票権の保障の問題で大臣が発言されてゐるということなんです。昭和五十九年にこの公選法改正案は出して、一年もあればこの法案の準備はできるのではないかと、この問題を解決できないなら怠慢ということになるというふうなことを、どの席で言ったのかかわりませんが、そういう点では評価できる発言だと思ひますが、制度改革の一つとして、今後の取り組みについて、簡単に結構ですから大臣の所信をお願いいたします。

○石井国務大臣 それは、私が大臣就任のときの言葉でございます。御承知のとおり、数カ月前特別委員として、約十五名の与野党の在外選挙調査団、社会党からは左近さん、堀込さんが参加になりましたけれども、オーストラリアあるいはクアラルンプールへ参りましたが、そこでも熱烈なる強い希望がございました。そういう客観的事実、それから法律的には日本国籍を持つておる者は当然投票権があるということ、それから第三番目には、先進各国においてこれを実施しておるといふこと、そして四番目には、御指摘になりました、もう既に政府案としてこの法案が提案されたといふふうな、これらのいろいろな問題を考えましたときに、私は、この問題は確実な制度ができなくても一歩でも踏み込んで、せめて制度だけでも導入する。永住権者に与えるかあるいは短期滞在者に与えるか、郵便投票にするか、いろいろな問題があるのですが、できることから一歩でも踏み込むということがこの時期に必要なことではないか、そう考えまして、倉田政務次官に、自治省はいくつか外務省と、外務省はもう百の国にまたがっておる選挙を執行するのですから、いろいろな技術的問題がありますので、この問題を十分精査してもらいたいといふことを今命じておるところでございます。何らか

の進展を期待したい、そう思つております。

○小林委員 それでは、今日までその在外邦人に投票権が与えられていなかった理由について、事務局で結構ですから、挙げていただきたいと思ひます。国籍がありながら、ですから参政権がありながら投票権がなかったという理由は何だったのか、幾つか挙げてください。

○佐野（徹）政府委員 この問題につきましては、非常に長年の経緯がございまして、昭和五十九年に法案を提出したこともございまして、ただ、法案は提出いたしましたけれども、これにつきましては審査は一度も行われなかつた状態で廃案となつた経緯がございまして、

国会で、この法案につきましては、先ほど申し上げましたように御議論はございせんのでしたけれども、私もいろいろなところでそういうものを調整する過程で問題点として挙げられましたのは、一つは投票の手段でございまして、これは郵便投票を採用するかどうかということにつきまして、不正行為防止の観点から、現行の公職選挙法では郵便投票というものは国内でも非常に限定的にしか認められておりません。したがって、昭和五十九年に提案させていただきましたこの在外選挙制度につきましては、郵便投票の制度は採用されておらなかつたわけでございまして、

それから、例えば、これは国外での投票でございまして、この立候補者の氏名だとか政見等をどのようにして在外の選挙人に周知をするのか、周知できるのか、こういったような問題もございまして、それから、在外選挙の対象者といつたしまして短期滞在者や海外永住者の取り扱いをどうするのか、こういった問題、その他にもいろいろございまして、いろいろな問題点が指摘されておるところでございます。これらの問題をいかに解決するか、それからほかの省庁にもまたがるわけでございますので、ほかの省庁との調整なり協議をどういう形で進めるか、そういった問題がござい

○小林委員 よく箇条書きぐらゐにまとめて、この問題を必ず解決するといふことでぜひ責任を持って取り組んでいただきたい、そのように思ひます。

次に、定住外国人の問題、定住外国人という言葉そのものは法的な概念ではないようですけれども、いわゆる日本に永住されている外国人の参政権の問題について、一連の問題を伺ひたいと思ひます。

要は、近畿地方を中心に九の議会で自治体の決議がなされている、地方参政権を認めるべきであるといふような動きが起つておりました、大変大きな動向になつてゐると思ひますけれども、この問題については、実は矛盾点といふか、いろいろな問題があるといふことなんです。都道府県、市町村議会の議員定数を定める際の算定基礎になる人口の中にはいわゆる定住外国人の数は含まれて定数が割り出されるわけなんです。が、実際は参政権は与えられていないといふことですね。実際に選挙権がない外国人を定数の算定基礎の人口とするといふところに矛盾があるのではないかと、

それから、もちろん定住外国人というのは、その自治体の行政サービス等を受ける権利も、もちろん納税義務を果たしておられますし、そういう点で当然の権利を受けるわけなんですけれども、参政権は認められていないという問題なんです。しかし、今後、納税をされている方によって我々は政党助成法という形で、政党そのものが国民のといふか、住民も含めて助成をいただくといふようなことになるわけでありますから、その辺についていかがなものか。

当然、これは少なくとも憲法上の解釈の問題があらうかと思ひますし、それから国際人権規約とか、それから日本の憲法の中でも、一つは十五条で日本国民の固有の権利という形で、選挙権を、参政権を「日本国民の固有の権利」として、十五条では日本国民といふふうに言つてゐるわけなんです。が、その条文で言うならば、定住外国人は確かに日本国民ではないと言わざるを得ないです。か

しかし、憲法九十二條「地方自治の本旨」、それから九十三條の二項のいわゆる「地方公共団体の住民が」という、住民は選挙する権利があるというようなことを考えますと、少なくとも地方参政権はあつていいはずだ、少なくともこれは解釈でできるというふうに私は思っているのですけれども、当然一定の条件のもとで地方参政権は認めべきではないかということも思っているわけですから、これらの観点を踏まえて、大臣の考えをまとめてお聞きしたいと思います。

それに対しましての反論は、私の意見と申しますよりもまず法律的な根拠として、憲法では前文で、日本国の国民に与える主権の原理ということがうたわれておるのみならず、憲法の規定の中にたくさん、国家公務員に対する規定、国会の組織、地方公共団体の機関の選挙、それから憲法以外に公職選挙法、地方自治法、住民基本台帳法、外国人登録法等に法律的に投票権を与えることが禁止されておる条項が非常にたくさんございませう。政党助成法の問題を挙げましたけれども、なかなかこれだけの法律がガードしておる場合に、簡単にこれを付与するということが難しいということが第一点。

第三番目に言えますのは、これは外国の例を見ておりまして、実施いたしておりますのはニュージーランド一国でございます、あとは、地方レベルでは東欧の諸国がある程度いたしておりますけれども、先進国と言われますフランス、

なお、もう一つ私なりに申し上げたいと思いますのは、外国人の登録をしております在住者八十八万六千三百九十七人のうち、朝鮮半島の人口が七〇％ございます。朝鮮半島は分裂国家であり、激しい対立があるというふうなこともやはり政治的な配慮の一つに加えられるのではないかと。

○小林委員 いずれにしても、地方参政権の問題については、自治法や公選法の改正によって、憲法に触れずに解釈でやっていけるというふうには考えておるものですから、そういう点では国際化の中で一歩一歩人権状況を改善させていく、また特に朝鮮半島からの人たちの定住の問題は、これは日本には大きな歴史的責任があるということも踏まえて考えるならば、やはり前進的な姿勢で臨まないといまういのではないか、そのように強く感じておりますし、大臣にもその点でぜひ頑張っていたきたいと願うところでございます。

それでは次に、地方分権の推進についてお聞きしておきたいと思ひます。

この地方制度調査会それから地方分権部会、それぞれの役割と関連、これからどうなっていくのかということをお聞きしたいと思いますし、あわせて、行革推進本部の、前の細川総理のものも含

の地方分権部会との関係でございますが、行政改革推進本部に置かれます地方分権部会は、本年の二月に閣議決定されました「今後における行政改革の推進方策について」、いわゆる中期行革大綱と言っておりますけれども、それを受けまして地方分権の大綱方針の内容を固めることを目的とするものでございます。したがって、これは地方分権推進の実行組織というような位置づけがなされるところの思ふわけでございます。

綱方針の内容を固めていくに当たりましては、地方制度の改革と密接不可欠のものとしてなお専門的に調査審議していただくかなければならない問題があると考えられるわけでございまして、そういう事項につきましては地方制度調査会で御審議していただくことになり、その両者が相互にフィードバックしながら審議または作業を進めていく、こういうことになろうかと思えます。そういうことで、恐らく行革推進本部の地方分権部会におかれましては、今後のスケジュールの中で、この地方制度調査会の考え方等をお聞きしていただくような機会もあるのではないかと私どもとしては期待をいたしておるわけでございます。

○小林委員　それでは次に移りたいと思います。が、国民的課題、歴史的な課題というふうにも言えると思うのですけれども、地方分権というものが明治以降の日本の近代社会を大きく転換させていく課題だろうというふうに思いますし、二十一世紀に向かって我々がどのようなビジョンを、そして政治のシステムを、政治、経済、社会の仕組みをつないでいくのか、そういう点でもこの地方分権というのはまさに国家プロジェクトと言って過言はなからうというふうに思いますし、また、累次の地方制度調査会や行革審答申やさまざまな民間団体等の意見も踏まえて、まさに総論においては地方分権については大いに結構だというよう

のだらうというふうに思います。

しかし、一步具体的な問題になりますと、これは大變大きな壁にぶつかつてしまふ。例えばパイロット自治体の問題で、これはやはり国の権限をそのパイロット自治体にお任せする形によつて地方分権の、また地方自治の大きな突破口にしていこうというようなものだったのだとは思いますが、けれども、實際は運営改善とか運用改善になつてしまつたというような状況でありますし、また、今後かけられてくるはずの自治法の改正で、広域

連合、中核市制度の問題、特に広域連合の問題については、国から広域連合への権限の移譲の問題について大きな壁にぶつかった。中身ははっきり言えば省庁の抵抗だというふうに言っているわけですが、官僚の一つの大きな壁の前にも調整が難渋したという状況でありまして、中身は骨抜き的な状況になっているのではないかと、言わざるを得ないものではないかと、しかし、枠組みをつくらなければならないという点では一歩前進かなと見ざるを得ないような、そんな状況であります。

そういうことで、自治省は、地方分権という観点に立つならば、地方自治体の、地方自治の本旨をまさに体してやっていかなければならない省なわけでありまして、そういう点で、自治省として、今なぜ地方分権なのか、なぜ分権が必要なのか。結論は賛成で、いつの間にか具体的になると何かみんな後退してしまうというように考えるならば、何か地方分権というものが本当にならなければならないことがわかっていないのではないかと、わかっていてもやりたくないというように、なことが中央省庁全体にあるのではないかと。そういうことを我々はいかに打破をしていくかということが大きな課題なのだろうというふうに思うのです。ですから、一つは、今なぜ地方分権なのかというところをお聞きしたいということ。

そしてあわせて、これは大臣にもお聞きしたいと思うのですが、問題は、政府主導型の地方分権というふうな進め方はもう限界にきているのではないかと、むしろ国権の最高機関である国会が主導権を持たなければならぬのではないかと、私を強く私どもは、いろいろなプロジェクト、私は連立与党の地方分権プロジェクトの事務局長もさせていた経過もございますので、そんな中で、やはり議員立法の方向でやらないとこれは思うように進まないよというところを実感しているわけなのですが、それらも踏まえて、大臣なり当局の御回答をいただいておりますかと思っております。

○吉田(弘)政府委員 地方分権の推進の問題でござ

います。御案内のように、結論賛成で各論になるとなかなかいろいろ問題があるということ、過去の歴史でもそういうことが多々ございました。今、地方分権というのは大きな流れになっておりますので、私どもとして、それを踏まえまして、一歩でも二歩でも前進できるように一つ一つ着実に進めてまいりたいと考えているわけでございます。

今なぜ地方分権かということでございますが、地方分権、かねてから地方自治関係者は、身近な行政は身近な行政主体の責任で行うべきであるというところを主張してまいりましたが、近年特に、一極集中を是正して国土の均衡ある発展を図って豊かさやゆとりを実感できるように社会を実現する、そういう意味でもこの地方分権というものが必要であるということが、特に二十一世紀へ向けて国と地方の行政のあり方を抜本的に見直しして今言ったようなそういう課題に対応するには地方分権が必要であるという御認識が、各方面に出ているのではないかと、思うように思っております。

そういうことで、私どもこれを着実に進めるといふことで、具体的には地方自治体の自主性、自律性を向上させるということになるわけでございますが、今回の具体的な法案といたしましては、地方自治法の一部改正ということで、昨年の地方制度調査会の答申をいただきました中核市、広域連合の創設をぜひ実現したいということで、今回、今国会に御提案を申し上げたいところでございます。答申の内容をもとに自治省で鋭意法律の作成に取り組みまして、各省ともいろいろ協議いたしまして私どもの主張を理解していただきまして、ほぼその答申の線で、国からの権限移譲も広域連合にできる、あるいは広域連合の方から国や県に対して権限の移譲の要請ができるというふうな規定も残して法案を出しているところでございます。ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、その後の問題というのは、先ほど総

務審議官からもお答えしましたとおり、地方制度調査会の論議もござります。一方、政府の行革推進本部の地方分権部会も既に設置されて、第一回が去る三十日に開かれて、年内に向けて大綱方針というものを一つつくっていくということになっておりますので、これらに向けて私ども一つ一つ努力をしてまいりたいというふうに考えております。

だ、あのことによって公共が優先し、土地に対する感覚が変わった。私は、最初つくるときには、こんなものは本当に役に立つのかね、こういう感覚でありましたけれども、そのときはそういう感覚であったが、五年たつて、土地政策にやはり大きなインパクトを与えた。私は、今、地方が大きな転換する時期が本年来ておる。先生のような専門家である方には積極的な御協力をひとつお願い申し上げます。

○石井国務大臣 役所の答弁から離れまして、私の見解を申し上げたいと思っております。昭和三十年前後には一万五、六千ありましたが三千三百に合併が推進をされました。しかしその後はほとんど皆無。まあそれは十四とか二十六とかという数を書いてござりますが、ない、そこでピリオドを打っておる。地方分権はまさに死に体になっておる、こう申してもある意味ではいいと思っております。

○小林委員 それでは次に移りたいと思っておりますが、地方税財源の問題で今大臣も触れられましたけれども、地方分権を進めていく上で、何といっても、地方への権限移譲だ、仕事の配分の見直しだということがあることがあっても、財源が担保されていない限りこれは空論にすぎないのではないかと、言わざるを得ないと思っております。地方分権というのは、よく三ツゲンというふうに言われますが、権限、財源、人間、人間という人材ですね。その三ツゲンの配置が、特に住民のより身近な自治体に充実させなければならぬということが原則なんだらうというふうに思いますけれども、その財源の問題で今大きな課題をよっているわけであり

そういう中から、昨今、中核市でありますとか連合の構想とかパイロットとかというふうな形の中から、少しでも地方がメリットを得られる、こういうふうな知恵を自治省を中心に出してきたところ、他省がいろいろのいちゃもんもつきまして、ある程度進みつつある、こういうのが現在の姿ではないかと思っております。ただ、今やはり地方分権の大きな流れが住民のサイドからも国会の決議からも専門のグループからもありますし、そこへもってきて税制改革というものが加わっておりますというふうなことを考えますと、この機に一つの大きな胎動をなし遂げなければならぬ。本年の末までに大綱を決めると同時に、基本法を制定する、そういう中からやはり確固とした地方への分権を、行政能力あるいは財政能力、税源能力というふうなものを与えた中にやっていき、中央は中央の、中央らしい政治を行い、地方は地方の特色ある、活力ある社会というふうなものを一つつくっていく、こういうことが必要ではないかと私は思います。

○石井国務大臣 まあ、今から事を構えるというのめいかかなものかと思っておりますし、大蔵の壁も相当かたいようでございますが、幸い税制調査会の地方財源問題のワーキンググループというのが最近相当進んだ、突っ込んだ議論をしてくださっておりますので、決して否定的な方向へは行っておりません。地方の財源の必要性でありますとか、地方の財源がいかに逼迫し、しかし、それに対する需要が

どれだけ大きくなってきておるかというふうなこともいろいろございます。結局、譲与税をそのまま継続することになりますと、ここにはやはり地方との関係もございまして、いろいろ無理がある。やはり、中央主導になるから、ここで何らかの形で地方消費税という方向へ方向転換をするべきポイントであるとともに最大のチャンスであるというふうにも認識をいたしておるわけでございますが、技術的な観点から、徴収の問題でありますとか税収が偏在するとか、いろいろなこういうふうなものがありますけれども、結局現時点における税制調査会の議論の焦点は、これはもうすべて政策判断だ、こういうところへ来ておるわけでありまして、政策判断をどうするか、こういう問題になってきております。私もいつまで首が続くかわかりませんが、それだけの腹を据えてひとつ取り組んでいきたい、こう思っております。

○小林委員　そういうところで進んでいただきたいと思っております。ただ問題が、幾つかまだ解明されていないところというのがあるんです。消費譲与税が現行の形で、消費税の二〇％を都道府県、市町村に配分されているわけですね。これは人口とか従業員数で、都道府県が十一分の六、十一分の五が市町村という形で、人口、従業員数に応じて非常にシステムチックに配分されているわけですね。

そういう点で、よく大蔵省なんかの考え方の中に、パーセントとか額の問題はいろいろこれから問題になりますけれども、例えば現在の消費税の二〇％を消費譲与税で地方団体に配分しているというこの仕組みをそっくり、その二〇％という額をそっくり地方消費税に組みかえをしたというふうに仮定した場合、例えば東京都なんかの場合にはよくないと思うのです。消費譲与税より地方消費税の方が税率的には高くなる、多くなるというふうに思うのですけれども、大都市部はどうしても偏在するということとは否めないのではないのかな、そういうふうに思います。

その問題点が一つ、もう一つはこの地方消費税の考え方は都道府県税なんです。都道府県に配分をするという考え方にあります。やり方としては、国税の消費税と一緒に県税として、事業者の皆さんには税務署とそれから県税事務所に行っていたかどうかという手間だけで済むのだと思えますけれども、それはどの負担はかけないかというのです。地方消費税はそういうことで、そうすると今日まで市町村が消費譲与税の配分を受けていた、これがなくなるわけですね。消費譲与税の配分がなくなるわけですね。

これに対して都道府県がどういう考え方を持っていくのか。これは当然、税の仕組みの中の問題であって、また直接税と間接税の仕組みを地方団体も変えなければいかぬということもその背景にはあるわけですね。税制改革の中で、地方団体の財源については九対一ぐらい直接税に依存しているということでありまして、景気に物すごく影響を受ける。法人事業税に偏り過ぎているではないかというところになるわけなんです。そういう直間比率の見直しという中では、特に地方団体の方がその見直しは必要性が高いわけですね。けれども、そういう点で間接税ヘシフトを変えていくことについては異論はないわけなんです。

そういうことで、今後の地方消費税の構想について、大都市に偏在しないのかどうか、それから

市町村の税源はどうしてくれるのかということもぜひ明確にさせていただきたいと思っております。

○蔵政府委員　第一点の大都市に偏在するのではないかな、こういう御意見でございます。

この問題につきましては、あくまでも現段階では推定でしか物を申し上げるわけにはまいらないわけでございますけれども、端的に申し上げますと、経済企画庁の統計で民間最終消費支出という統計がございます。これは一部推計が入っておりますから統計の数字として全面的にこれをどうこうというわけにはまいりませんけれども、少なくとも現在使える数字としては民間最終消費支出の数字がございます。それでまいりますと、例えば全国を一〇〇とした場合に東京都が一・二、幾ら、こういうことでございます。

ちなみに申し上げますと、住民税の所得割の東京都の比率は一六％強でございます。それから、法人事業税の東京都の比率は二二％でございます。そういうふうな、所得課税、所得税の系統は一六％、法人税の系統は東京都の場合は二二％、そういう観点からまいりますと、私も感覚的に、東京に消費が非常に集まっているのではないだろうか、こういうような感覚があるのでございませうけれども、少なくとも統計処理上から見るとそれは大変だといふほどの数字ではないのじゃないでしょうか。もちろん、税には何かの偏在は伴いますから、これが万全であるというふうには思いませんけれども、大きなところからいくとそういう感じがございます。

それからもう一つ、都道府県と市町村の問題ですね。これからの福祉を考えた場合に、市町村というものをどう考えるか、まず基本にあるべきだというのは私もそういうふうに思っております。すし、これまでの地方税の歴史は市町村に税金を充実させてくるか、こういうことの歴史であつたと思うのでございませうけれども、この問題は、地方消費税がやはり技術的な制約があるという前提をとりますと都道府県税で仕組まざるを得ないのじゃないか、こういう前提をとってお

ります。

そうしますと、当然市町村の充実はどうするんだ、こういうことでございませうから、それはやはり住民税の分野でもって、今住民税は都道府県と市町村に分かれておりますけれども、これを市町村にできるだけ移譲していくというののも一つの考え方としてあり得るだろうというふうに考えております。

またその際に、市町村はその税収の四割強が固定資産税といういわば超安定財源を持っておりまして、これは国から見ても大変うらやましい財源ということになっていまして、ございませうけれども、そういう超安定財源を市町村は抱えておりますから、したがって、これからの高齢化社会へ向けて安定財源が必要だという論点に立った場合でも、市町村はその超安定財源の固定資産税と住民税の二本立てで、安定財源としてもそれなりの評価がされます。そして、それから税の伸び率、伸びというのを考えた場合には、やはり住民税を受ければそれで何とか間に合う、こういう状況ではなからうかと思っております。

○小林委員　時間が参りましたので、一つだけつけ加えさせていただきます。要は、消費譲与税の組みかえという考え方で地方消費税をする場合の市町村に対する補てん。それから、いわゆる減税として住民税減税をやりましたのですが、それも、もちろん地方団体も、果も市町村も大変な財政負担という減額になってきていますわけでありまして、それに対しても、例えば国の地方消費税的な間接税で補てんをしていくというふうなことになるならば、地方においてもきちっとその補てん財源としての地方消費税を担保する。そして、当然市町村に対しては、市町村の住民税減税部分については、都道府県民税を切りかえていくというふうなことで、額的には全部補てんできるようなありますから、そういう形での切りかえをお願いしたいというふうに思います。

それからもう一つだけ、大臣の所信の中で共済年金制度について触れられておりますけれども、

適切な給付水準を維持してその長期的な安定が図られるように対処するとともに、高齢者雇用について検討を進め、雇用と年金の連携に十分配慮していくというような所信が公務員行政の部分で触れられておりますけれども、これらについては高齢公務員の生活にかかわる、死活にかかわる問題だと言わざるを得ませんので、今後この法改正について、我々その場でまた提起していきたいと思っておりますが、ぜひ地方団体における高齢者の雇用政策について早急に確立されて、安心して働いていけるような仕組みを示していただきたいということとを要望して、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○栗屋委員長 岡山健治郎君。

○岡山委員 まず最初にお願いをしておきたいと思っております。三十分という限られた時間ですけれども、盛りだくさんの質問通告をしてございます。ぜひひとつ簡潔に要領よく御回答をいただきますようにお願いを申し上げます。

まず最初に、地方自治の基本問題について大臣からお尋ねを申し上げたいと思っております。大臣は、さきの所信表明で政治改革重視の基本姿勢をお示しになられております。選挙制度の担当大臣としてはまあ極めて当然だといえどもそれまでかと思っておりますけれども、一方、地方自治にかかわる行政の所管大臣として、地方自治についての基本認識について承りたいと思っております。

○石井国務大臣 地方自治は、民主政治の根幹をなすものであり、内政の基盤となるものと認識しております。

そしてさらに、高齢化の急速な進展と国際化の対応など社会経済情勢の変化に対応しながら住民福祉の向上を図っていくために、国土の均衡ある発展を図るとともに、個性豊かな地域づくりを積極的に進めていくことが必要であると心得ております。

そのために、地方分権を基本理念として、住民に身近な行政は思い切って地方公共団体にゆだねると同時に、国、地方間の事務配分に見合った適

切な税源配分を行い、財政面を含む地方公共団体の自主性、自律性を強化し、地方自治の一層の充実発展に寄与したい、そのように考えております。

○岡山委員 先ほど来いろいろお話をしましたように、地方分権の時代、必要な税財源措置をしてもらわなければならない。それから、二十一世紀を迎えるの福祉の受け手としての地方自治体、大変大事な時期でございます。ぜひひとつ、そういう方向で頑張っていただきますようにお願い申し上げます。

ところで、大臣が所属なさっていらっしゃる新進党の地方自治政策については、まあ詳しく伺ったことはございませんけれども、代表幹事をなさっておられる小沢さんの「日本改造計画」の本から見させていただけますと、市町村の数は三百に再編成し、都道府県は廃止をするという御主張のようでございます。先刻も同様趣旨の記者会見がなされたようでございます。

市町村を三百にするということになりますと、一市町村の人口は三十万から四十万ということになります。現在作業が進められておるところの小選挙区の区割り基準とはほぼ一致するということになるわけでございます。また、地方自治法改正案として提出されておりますところの地方中核都市とも一致するというところになるかと思っております。

そこでお伺い申し上げますが、この三百という数字は単なる偶然の一致だというふうに大臣は考えていらっしゃるか。と同時にまた、大臣もこの考え方を御支持なさっていらっしゃるのか、でございますか。現在の合併特例法の基本は、あくまでも自主合併を中心に、それを促進する地方交付税等の特例などの条件整備ということでございます。仮に三百ということになりますれば自主合併の域を超えるものであらうかと思っております。よくいろいろな立場で指摘をされております強権と言われる節もないわけではない、そんな気がいたしました。大臣の御所見を承りたいと存じます。

○石井国務大臣 私も新進党に属しております議員でございますけれども、この問題について小沢代表幹事と話をしたことは一回もございません。まあ率直に申し上げますと、この発想は個人のひとつの見解といえますが主張と申し上げていいのではありませんかと思っております。

恐らく私が想像いたしますのに、現在のいろいろな広域行政化しております今日、三千三百の中で問題を処理いたしますよりも、やはりいろいろな環境、あるいはごみ処理、あるいはそのほか下水道、上水道、あるいは都市計画等々、また道路にいたしましても、ある程度の一つのまとまりというものが要する。そういう中から中核都市構想その他も出ておるわけでございますから、そういう中からの一つの漫然としたビジョンを示したものだというふうに思いますが、かといって、日本列島を見渡しました場合に、それぞれ特色ある地域、また伝統、歴史というふうなものの中にそれぞれ味のある地方をつくっていくということが地域住民の願いであるというふうなことも考えるわけでございます。中央主導的に三百を画一的に行う、ようかんを三百に切るようなことは、これはこの国においては非常に難しいことではなからうか。

しかし、その精神を体しながら、今後、高齢化社会に向かい社会資本の充実を考え、環境の整備を考えた場合に、地方との協議の中にある程度そういう形の思想も入れつつ、そこは妥協ある、納得のいく地方の分権を進めていったらいいのではないかと、こういう私は思想を持っておりますことを率直に申し上げておきたいと思っております。

○岡山委員 地方分権の受け皿として今のままがいいとは私も考えておりません。ぜひひとつ、恐ろしい、強権と言われるようなことのないようにお取り組みをいただきたいと思っております。次に、昨年の改革審答申に基づき、政府は九四年度中に地方分権大綱を定めるとしております。細川総理はこれをさらに早めて、年内の策定と説明しております。羽田総理もこれを継承するとい

うふうに言われておるわけでございますが、これを受けて五月三十一日政府の地方分権部会も第一回の会合を開いたと承っております。

申し上げるまでもなく、地方分権は、我が国の社会システムを大胆につくりかえるものでございまして、一朝一夕にしてなし遂げられるものではないと思っております。当然多くの困難、特に中央省庁の既得権あるいは権益に迫るものである以上、大きな抵抗も予想されると考えます。しかし、手はつけたけれどもだめでした、これはそういうわけにはまいらないかと思っております。ましてや、前総理は政治日程を早め、現総理もこれを踏襲すると言っておるわけでありますから、なおさらでございます。この部会の委員である大臣でございまして、その決意のほどと政府提案への意欲を承りたいと存じます。

○石井国務大臣 去る二十四日に、今仰せになりました行革推進本部の地方分権部会の会合がございました。私も出席をいたしました次第でございます。ここに至る経過は、もう御存じのとおりでございますので、省略させていただきます。

たまたま私の地元でございます兵庫県の知事も、地方の代表都市浜松の市長、新潟県の村長等も出席をいたしておりましたし、女性を含めて専門家の皆さんも出ておられました。非常に活発な議論が行われたところでございまして、私は、これらのメンバーによって相当突っ込んだ部会としての今後の方針というものが打ち出されるものと期待いたしております。

私は最後に発言を求めまして注文をいたしましたことは、先ほどから言っております税財源の問題でございます。行政方針なり政策大綱を示してもただでなく、税財源の裏づけがあつてこそ初めてそれが生きたものになるんだ。この点について、大蔵大臣も出席しておりましたし、内閣官房長官も出席しておりましたが、この点を確認させてもらいたい、この部会においてこの点についての結論を出してもいいという了解になってお

るのかということ、この点についても確認を得た、こういう状況でスタートいたしておりますので、今後しばらくは専門家同士の議論になると思っております。国会での議論等をも踏まえまして、それが立派な成果が期待どおりにおさめることができまうように努力していきたい、そのように思っております。

○島山委員 ぜひひとつ御努力を賜りたいと存じます。

次に、地方分権についてでございますが、言葉のひとり歩きではなくて具体の中身が伴わなければならぬと存じます。中央と地方との間で現在問題になっておるものも課題を地方分権という立場から解決をしていく決意が必要であらうかと存じます。

そこで、具体的にお伺いをしたいと思います。九〇年度行政投資実績を見てみますと、三十三兆七千億円のうち、事業主体別経営負担を見てみますと、中央三三％に対して地方の負担は六九％と今や倍以上になっております。また、内外に公約した九一年度以降の四百三十兆円の公共投資基本計画の達成のため、地方は毎年一二％も単独事業を確保し公共事業を補完をいたしております。しかも、貿易黒字減らしから、公共事業の百兆円の上乗せすら議論をされておる昨今でございます。

地方負担の大半を地方債で賄っている現状を見れば、地方単独事業費を地方債で賄うには限界があるかと存じます。公共事業の一事をとっても地方税財源の充実が必要でございますし、少なくともこの地方支出の実態に近い税財源が図られなければ、地方分権とは言えないのではないかと考えます。税財源の立場から、大臣の御所見を伺いたいと存じます。

○湯浅政府委員 今御指摘のように、これからの行政というものが住民中心として行われるということになりますと、地方の役割はいよいよ増すわけでございます。それを行うための財源というものは、やはり地方がみずから主体的に使える財

源、国からのひもつきでない財源というものを確保する必要があるかと思ひます。そういう意味では、基本的には地方税を充実することが最も望ましいわけでございますが、これを補完する地方交付税、この両者をあわせまして財源を充実していくということが今後とも非常に大切なことであるというふうに考えているところでございます。

○島山委員 問題はこれだけではございません。公共投資の問題は、計画化されておりますから地方の財政需要を的確に見直すのはさして困難だとは思ひません。問題は、今後の社会を展望したとき、地方の行政責任と財政負担をどのように見通し、的確に税財源を保障していくかという問題だというふうに思っております。

今後の高齢社会、少子社会にしても、これらにかかわる対策のうち、年金、医療を別にすれば福祉のほとんどすべてが地方の負担となるはずであります。しかし、二十一世紀の福祉ビジョンに示された試算でも、例えばケースⅡでは二〇〇〇年では十五兆円と試算されておりますが、これはあくまで中央レベルのものでございまして、地方の単独福祉については全く考慮されてございません。

福祉行政の性格を考慮すれば、地方の単独福祉の重要性を認識し、これに対する財源の保障が今後税財源改革の最大のポイントになるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○湯浅政府委員 ただいま御指摘の二十一世紀の福祉ビジョンに基づきます社会保障の公的負担の試算におきましては、御指摘のように地方の単独事業がその中に含まれていないわけでございます。国が関与するものだけに試算が限られておるということだというふうに私も承知しております。

これからいろいろこの福祉の関係を地方公共団体が進めていくという場合には、やはりその地域の実情に応じて推進をしていかなければならないということと考えます。国で決められた一定の基準に基づいて行われる福祉、国が関与する福祉以外に、地方が単独でその地域の実情に応じて実

施していかねばならない福祉というものが数多く出てくるのではないかと思っております。そのための財源は、やはり地方の一般財源を充実することによりまして調達をしていくということが最も肝要だというふうに考えているところでございます。そういう意味におきまして、今後の福祉財源の充実が当りましては、私どももいたしましては、地方の単独の施策が十分できるようなそういう地方一般財源の確保に努力をしていくべきものだというふうに考えております。

○島山委員 地方財政白書やその他の統計を見ますと、残念ながら、地方単独事業の総額はわかりませんが、地域の単独福祉を体系的に統計化したものも見当たらないわけでございます。これは、これまでの地方財政計画やそれに基づく地方交付税の配分がともすれば施設づくり等ハードを中心とした計画配分であったと指摘せざるを得ません。

その意味では、今後地方財政計画の策定内容や地方交付税の行政項目等を地方の単独施策、つまりソフトを反映する内容に改めていく必要があるのではないだろうかと思ひますが、いかがでしようか。

○湯浅政府委員 仰せのように、地域の福祉を地域の実情に応じて実施をしていくということがいよいよ必要になってくるということになりますと、単に施設を整備するというハードの福祉施策に限らず、これからはいよいよソフト面におきまして単独の福祉施策というものが非常に重要な問題になってくるかと思ひます。

現在におきましても、地方財政計画におきまして、例えば平成六年度におきましては、社会福祉のためのソフト面の単独施策が行える経費については、歳出全体の伸びを上回ります八％の増というところで経費を増額いたしました。これを基準財政需要額の中に反映させていくことを考えております。

また、平成三年度から五年度までの三カ年間に おきまして地域福祉基金の積み立てを地方財政計画 画上行いまして、地方団体にお願いをしたところ

でございますが、この三年間で約一兆円の地域福祉基金が積み立てられております。この運用利益というものをソフトの福祉施策に使っていただくというところでこの積み立て措置も行ったところでございます。今後ともこのソフト面におきまして福祉事業につきましまして、地方団体の行政ニーズに的確に対応しながら私どもも努力してまいりたいというふうに考えております。

○島山委員 ところで、地方分権の推進に当たりましても、また地方の税財源の充実につきましても、とかく中央から聞こえるのは、地方に金や権限を渡したら何をするかわからないという地方不信の声であります。果たしてそうでしょうか。中央での省庁の統廃合や特殊法人の合理化は一向に進んでおりませんが、地方においては、財政の逼迫の折、別に中央から指図をされなくても、私の知る限りでは、多くの自治体では部や課の統廃合あるいは外郭団体の統廃合が相次いで進められておるというふうに思っております。この点は十分御認識を直していただければならないかと思っております。

このように、少なくとも地方は精いっぱい自己努力をしております。しかも、地方の職員増または減少していないという点が指摘されておりますが、しかしその実態を調べてみますれば、福祉関係や消防職員が中心になっておりまして、これは時代の趨勢を反映したものと言えらるかと思っております。その意味でも、大臣、ぜひひとつこの実態を正しく御理解をしていただまして、中央省庁を御説得をしていただきたい、かように考えますが、いかがでしようか。

○石井国務大臣 私も、今島山委員が仰せられましたそういうことが実態ではなからうか。中央ではかけ声が非常に大きゅうございまして、各地方自治体におきましては、いろいろ格差はございまして、外務省が遅い。その割には、各地方自治体におきましては、いろいろ格差はございまして、事務事業の見直し、組織、機構の簡素合理化等に積極的に取り組んでおるところが散見できるというふうに思ひます。局、部、室、課の統廃合

につきましては、昭和六十三年から平成五年度の間に全都道府県で延べ二千四百七十六町村によって行われておる、そういう統計もございす。また、新聞報道等によると、多くの自治体において外郭団体の統廃合に着手または検討しておるわけございまして、私の出身地の神戸市におきましても今大々的な外郭団体の統合を行つておるところでございます。

自治省といたしましては、今後組織、機構の簡素化、合理化等の助言、指導を行つてまいるとともに、地方公社等の外郭団体あるいは審議会等についても、その果たしている機能などを見きわめ、そして指導し、国・地方を通じて行政の簡素化、合理化に努めてまいりたいと思つております。

○岡山委員 次に、観点を交えて、公共料金凍結問題についてお尋ね申し上げたいと思ひます。

五月の十八日、羽田総理は突然、公共料金の年内凍結を決定し、発表いたしました。値上げをしないということは、国民生活や景気対策上結構なことだと評価をしたいというふうに思つております。しかし、これが実に異例な決定であつたことは改めて指摘するまでもないかと存じます。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、この決定過程につきまして、どの段階からかわり合ひをいたしましたのでしょうか。まさか官房長官が記者会見をするまで御存じにならなかつたというわけではないと存じますが、まずこの経緯についてお伺いをいたしたいと思います。

○石井国務大臣 私はかなり早い時期に羽田総理から相談を受けて、私もいろいろ慎重に検討をし、また、経企庁長官からこれまでに行つたもののリスト、今後並んで予想されておるものはどうかというふうな点についての検討もいたしました。

本年に入りましてから公共料金の値上げというものもメジロ押しにございまして、予算の審議はおくれ、その執行はおくれ、地方でもいろいろな

問題で苦しみ、また景気の浮揚というふうな点についても必ずしも明るい見通しがないというところに、いろいろ批判もあり問題もありましようけれども、やはりこれは政治的決断をしてもいいのではないかと、そういうふうな結論に至つたわけございまして、私たちが直接の視野に入れておりましたのは、やはり高速道路の問題あるいはまた公園の家賃というふうな、どちらかといひますと地域の問題というよりも全般的な問題で、庶民の手の届く問題。しかし、そのときには地下鉄の問題等についても思いをめぐらしました。東京都議会においてどこまで進んでおるかというふうなことも検討もいたしました。しかし、かといひて、これを大蔵当局なり経企庁の当局に相談をするというところではこれまた政策決定はできません。

したがひまして、この問題は、あくまでガラス面とマイナス面とあるわけでございますが、一つの政策判断、政治判断をやつたというふうに御理解をいただきたいと思ふのであります。今後このフォーアアップを十分いたしまして、経営合理化なり減量経営を希望していくとともに、今後新たに急激な値上げなどを排除することによって国民のコンセンサスを得たいと思つております。

○岡山委員 公共料金の決定は、交通のように所管大臣の認可を必要とするものもありますが、あくまでも自治体の政策判断によるものであり、内閣が指示する代物ではないと思ひます。したがつて、自治体が内閣の意思に反して実施した場合、他の行政手段で制裁するようなことはないかと考えますが、大臣いかがでしょうか。

また、法律上所管大臣の認可事項であっても、既に自治体の条例で決まつておるものを認可しないということになれば、これまた重大な問題かと存じます。ぜひその点についてお伺いをいたします。

○石井国務大臣 閣議の決定でございますので、私の名前でなく次官通達ということ各自治体に協力をお願いしたいということございまして、今申されました制裁の発動とか何とかというふうな

ことは全く考えておらないということを申し上げておきたいと思ひます。

○岡山委員 強制でないにしても、自治体の受け方というのはいささか大臣の意識とは違つておるといふふうに思ひますので、この点は一ツ指摘をしておきたいというふうに思つております。

いづれにしても、政府は、自治体の使用料の引き上げを前提として地方財政計画を策定し、財源不足を補てんしておるはずであります。また、地方公営企業においても、引き上げによる増収を前提に公営企業繰出金を計画したはずであります。今回の決定は、この前提を政府みずから崩してしまつたという点で、行政手続上も財政問題上も大変問題だと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○湯浅政府委員 行政計画を策定するに当たりましては、適正な受益者負担というものを前提にいたしましてやるわけでございますけれども、個々の地方団体の料金改定をどう見るかというふうなそういう個別的なことはやらないわけでございます。

そういうことで、各種の影響が出ないように各自治体におかれましてはいろいろ今後経営の効率化の努力をお願いしなければならぬと思ひますけれども、先ほど大臣からもお話しのとおり、あくまでもこの措置は地方団体に対する要請でございます。その自治体のそれぞれの実情に應じて御協力を賜るといふことがこの問題の根幹でございますので、御協力を願ひ申し上げるところでございます。

○岡山委員 公共料金は決して安易に引き上げるべきものではございせん。

そこで、経済原則が働いておるわけでありまして、これを無視した凍結決定によつて生ずる減収に見舞われるような事態が当然起こり得ることだらうというふうに思つておりますが、その責任は一体だれがどのように負うべきものなのか、この点について最後に承つておきたいと思ひます。

○湯浅政府委員 先ほど申しましたとおり、こ

れはあくまでもそれぞれの自治体の御判断によりまして、最終的には御協力いただけるかどうかということを決められるわけでございます。その際には、それぞれの経営の効率化というふうなものをどこまでできるかということも十分見きわめていただきながらやつていただくということではないかと思ひます。閣議了解の中でも、中小零細規模のものについての配慮という問題も別途閣議了解にもございまして、こういうふうな考え方もあるべきでございまして、各自自治体におかれて自主的に御判断いただけるものというふうに考えております。

○岡山委員 地方自治体を強化拡大しようというところで進んでおる最中に、このようなことで財政基盤を悪くするというのは大変本意なことだらうというふうに言わなさいいけないと思ひます。ぜひひとつ、そのようなことのないように御指導を賜りますようお願いを申し上げます。終りにさせていただきます。ありがとうございます。

○栗屋委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は石井自治大臣に質問したいと思ひます。

報道によりますと、大臣、あなたは去る五月二十日の閣議後の記者会見で、区割り法案の国会での取り扱いについてお話ししています。それによりますと、まず日経新聞の夕刊では、見出しで「区割り法案は審議必要ない」、こういうふうな述べられていて、「これまでの与野党の話では衆院議院運営委員会でも処理して直ちに本会議に付議していいのでは」となつておる。審議は必要ないと思ふというところを述べています。そしてさらに、「区割りの内容については触れないとの条件が付いている」と強調した。こういうふうな日経新聞は書いています。

もちろん、これだけでは一つの新聞という場合もございまして、同様にほかの新聞を見てみますと、毎日では、「法案として出て来た場合は審議をしない。公正に審議されて出てきた答申は与野党は直ちに通す」という合意のもので政治改革四

二四

法案を通してきた経緯がある」ということで、毎日新聞は述べています。さらに、朝日新聞も同様のことで、国会提出後の法案の扱いについて、「いかなる区割りでもクレームを付けないことは自民党も了解していると考えている」と、こういうふうな日経、毎日、朝日が伝えています。

これが事実だとしても、私は、国会の審議権に対する重大な介入であって、大臣の本来の資格が問われる問題なのではないのかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○石井国務大臣 政治改革の法案の審議は、御承知のとおり、過去五年、六年継続して行われたものでございまして、私はその間、自民党にありましてもまた自民党を離党いたしましても、この問題に深く携わってきたものでございまして、そういう中からの議論を、大臣としてという立場でなく、過去の経緯ということで申し上げたわけでございますが、あくまでも審議は国会にゆだねられたものであり、憲法四十七条ですが、選挙区等及び投票方式は法律によって定めるということが書いてあるわけですから、それを侵害するとか何とかというふうな気持ちは全く持っておりません。

なお、まことに残念なことではございますが、この政治改革法案の過去五年、六年の審議において、御党はもう最初から最後まで反対でございまして、その政治改革、小選挙区の導入ということに対して常に中選挙区の現状維持ということと独走されてまいったわけではございません。そういう関係の中から——それは事実だと思えます。少し言い過ぎかどうか分かりませんが、後で反論してください。

そういう中から……（穀田委員「全然質問の身じゃないですよ」と呼ぶ）いや、そこは大切なことですから聞いてください。与野党の合意という中には、常に共産党を除いてと言ったこととおもうのでございますが、そういう言葉が落ちておりましたことはおわびを申し上げたいと思うのでありますが、自民党、社会党あるいは公明党、民

社党等の、それ以外の政党もございしますが、今の皆様方の中ではこれらの論議は繰り返して繰り返して行われた。そういう中で暗黙の了解のようになっておる問題を申し上げただけであって、私が冒頭申し上げておきますように、これは四十七条によりまして国会において最終的には審議され、判断されるものである、そういうふうな理解をいたしております。

○穀田委員 政治改革に反対してきた、小選挙区制に反対してきた、その後段は事実ですけれども、政治改革に反対してきたということは全然違いますよ。それは言っておきます。それは、言わはったから、言っておきます。

ただ私は、今言ったように、ここで述べているのは「区割りの内容については触れない」との条件が付いている」とか、さらには「法案として出て来た場合は審議しない」「直ちに通過」と、こういう合意があったということですか。そしてさらに、「いかなる区割りでもクレームを付けない」とは自民党も了解している、こう書いてあるから、そのことはもし事実という発言をしているとすれば、これは違うんじゃないかということと言っているんですよ。

そこで、私、いろいろ言われるから、そういう意味でいいますと、例えば石井自治大臣が当時座長としてやられた確認、松永さんとの確認を見ましたけれども、そういう中にも別に書いていないし、それから、新たな連立政権樹立のための確認事項の中の「政治改革」という欄についても、「審議し成立させる」と書いています。だから問題は、私が今指摘しているのは、そういういわば密約的なことがあるのかということを知っているんですよ。

○石井国務大臣 だから、公の、衆議院におけるあるいは参議院における審議時間が二百時間に及んでおる。また、それ以前の党内議論というものもそれぞれございます。議事録になっております中에서도こういう議論はしばしば出ております。要するに、どういふことかと申しますと、四法

案の中の区画画定審議会の任命でありますとか、それが絶対公正中立であるとか、あるいはこのことについては前回、前々回の例にもかんがみ議員がくちばしを入れるべき筋合いの問題ではない、しかしながら、法律条項がそういうふうな決まっておるので、四法案のうちの一法案だけは切り離して附則をつけずにやる、こういうふうな議論が繰り返して政治改革の議論の中に行われておるわけではございまして、そういうふうなものを指して、そういうのが暗黙の了解ではないかと言っておるわけで、裏取引とか約束とかというふうなうたぐいのものではありません。公の中の議論で、自然に共産党を除いてそういうコンセンサスに近づいておった、こういうことを御指摘しておるわけではございません。

○穀田委員 ちょっと私、石井大臣、ちょっと違うと思うのです。任命だとかその他を言っているんじゃないで、もう一度言いますよ。区割り法案については審議は必要ないということについて了解を得ているというのを書いてあるから、それは事実かと言っているんですよ。今お話をしたように、区割りの問題についての審議会の任命だとか、そのことについて公正中立であるとか相当地論した。私も一緒にいましたから、それ自身は知っていますよ。そうじゃなくて、おっしゃっている点は違っていて、区割り法案については審議しないんだということの確認しているのかということを知っているんですよ。

○石井国務大臣 だから、そんなに違ったことを言っていないんですがね。最後の政治改革協議会という、自民党から六人、そして連立与党から出てきましたそういうふうな会議がございまして、その合意に達したわけですね。

しかし、そのときに、審議会の任命が行われたときに、基準の報告はしてもらおう、国会が決めるという権限があるんだと。しかし、そのときに、これを議決で決めるかあるいは特別委員会を決めるか、その他の方法をとるかはそのときに協議をしよう、しかし、少なくとも、いやしくも議

員であるべき者がゲリマンダーと見られるとか、個別個略、党利党略であるようなことについては慎重うではないか、そういう議論がなされたというのを申し上げておるわけであって、あなたも政治家として、常識としてそれでいい。出てきたものをがたがたやって直して、国民からどう言われますか。これは当然の常識だと私は思いますよ。

○穀田委員 私は違うと思うのです。まず約束は、ここに書いていますように、案の作成基準については国会に中間報告を行う。そのことでこれも議論をしますよ、当然。あわせて私言っておるのは、区割り法案というのはあくまでも法案ですから、そのことについて議論をするというものは、これは当たり前ですよ。ゲリマンダーとかハトマンダーとかいろいろ言っていますけれども、そういう問題ではなくて、本来選挙制度というのは、どういふ区割りのもとでやるかというの、個人の利害だけじゃなくて、本来主権者全体にかかわる問題ですよ。だから、それを議論するのは当たり前であって、どういふ立場で物をしゃべるかというのは、それはまた別です。しかし、そのもとについて正しく審議を行うというのは、これは当たり前のことなんです。ただ、これを見る限り、そういうことはしないという密約があるのかのように見えるけれども、それはどうなんだとお聞きしているんですよ。

あわせて、大臣は五月二十七日の衆議院予算委員会でも、実はそういう発言をちょっとされておるんですよ。余り時間がありませんけれども、今いろいろ意見を言われると思えますけれども、もともとこれは公正中立の委員を任命し、権威を高め、そうしてその内容について余り踏み込まないというふうな精神もございまして、個人の問題として、例えばここがどうや、ここがどうやということについては、私はいろいろ意見ありますよ。しかし、問題は、法案という限りについていえば、主権者である国民の意思を反映させることができるかどうか、そういうことを含めて、そういう立

場から審議をするのは私は当たり前だと思つてすよ。それを、文句をつけるのはけしからぬみたいな話をはなから言うとなれば、それは国会での審議の当たり前の常識として問題じゃないかと言っているわけですね。

○石井国務大臣 だから、もうあなたとここで余りやりとりやつても、お互いにわかつてこれは議論しておるんですからね。私は国会の審議権を否定したり、介入したりするといふふうなことはございせん。しかし、過去の長い長い政治改革の議論の中で、例えば京都市のこの区をこちに回してくれといふことを審議されると、そんなことをあなたもお考えになつていないと思つたのですね。

結局、これは審議会の権威というものは、まあ言うなれば神聖視することのできないものでして、これはこれなりに第三者が中立公正にやつたなら、これはひとつ認めるといふのが国民に対する政治家としての姿勢ではないかという議論もございまして、だから公正中立に審議会のメンバーを決める。しかしながら、中間報告はちゃんとやつてもらふ。しかし、出てきたことに對しては、やはり深くこれに、審議はするけれども、国会は通るんだけれども、やろうじゃないかというのがやはり政治家の常識というものでして、この点については、あなたがそこで主張されるなら、審議をすると言ふけれども、そういう審議をするんですか、私の言うようなことを。

○穀田委員 それは違いますよ。私は、違ふんですよ。例えば審議会だつて、各都道府県知事からも当然意見を聴取している。当然同じようにそういう多くの主権者を代表する国会議員が主権者である国民の意思を反映させることができるかどうか、それからまた、主権者の最も基本的な権利の行使にかかわる問題ですから、それをあらかじめ、そういう議論のあり方、ありようまで含めて規定してしまふこと自身も、私はおかしいと思ふのですよ。

だから、こういう文書からすれば、何かあたら

も密約があるかのように思えるけれども、それはないんだなということですよ。そのことと、審議権を保障することは確かだ、その二つのことを私は言いたかつたわけですね。

○石井国務大臣 審議権を否定するものでもなければ、密約も存在いたしてありません。それ以上言いたいこともありませんが、これでひとつ……。

○穀田委員 時間もありませんから、私の方は、この審議は、私は改めて言つておるんですけれども、公正に審議された審議会とはいへども、それは確かに審議会を、じゃ国会の上に置くのかということになりまして、そういう立場から私、物を言つておるわけですね。そこは御理解いただきたいと思つておる。だから、それ自身が議會制民主主義の根本問題だから私言つておるわけですね。その辺は御理解いただきたいと思つておる。

次に、長々としゃべつておる時間がないものですね。それから、非嫡出子の問題について若干お聞きしたいと思つておる。

まず、住民基本台帳に基づく市町村の事務というのは機関委任事務なのか、はたまた固有の事務なのか、まずお答えいただきたいと思つておる。

○吉田(弘)政府委員 住民基本台帳の事務の性格についてのお尋ねでございますが、これは機関委任事務ではございませんで、法律によつてその処理について規定をされておる地方公共団体固有の事務であると考へておる。

○穀田委員 そうしますと、地方自治体の裁量の及ぶ範囲が大きいということになりますね。

そこで、私は、この間、国民のプライバシー及び人権意識の高まり、高揚の中で、続き柄などの表示などについては見直してほしいという声が多く上がつておる。これは一般の世論の中で示されておる。そこで、住民基本台帳法自身が改正されて、特別の請求がない限り世帯主との続き柄を省略した住民票を交付することができるようになりました。そこで、私は、この改正をさらに一歩進め、嫡出の子と嫡出でない子を区別せ

ずに統一した表示にするように改善が必要だと思ふ。いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○吉田(弘)政府委員 住民基本台帳の任務は、先ほど申しましたように、固有の事務ではございませうが、やはり住民基本台帳法に基づいて全国的に統一をとるという必要もありまして、いろいろ指導もしていただいております。

そこで、具体的にお尋ねのありました住民基本台帳の嫡出、非嫡出の問題でございますが、これは申し上げるまでもなく、住民基本台帳制度というものは、市町村において住民の居住関係を公証する、あるいは選挙人名簿等の各種行政事務の処理の基礎とされるというように目的としておりますので、住民に関する記録を正確かつ統一的に処理をするということが必要でございます。住民票において、世帯主との続き柄につきましても、住民に関する記録の項目ということになつておりました。正確かつ統一した記録を行うことが必要であるといふふうに考へております。続き柄が世帯主との身分上の関係を示すわけでございますので、その記載方法を国民の身分関係を公証する唯一の公文書としての戸籍の記載に対応させるということが必要であると思つておるわけですね。そういうことで、現在こういう運用をしておるわけでございます。

お話しのような御意見もほかに聞いております。関係方面の意見も聞きながら、引き続き研究をしてまいりたいと思つております。

○穀田委員 その中心は、やはり戸籍という考え方、身分という方は、なかなか難しい問題ですけれども、法律上の問題ですからやむを得ぬわけですけれども、私はそういう区別をする必要は、そろそろないのではないかと思ふのです。

といふのは、昨年の六月、東京高裁は遺産相続に関する原告でございまして、嫡出でない子の相続は嫡出である子の相続の二分の一として、結果的に差別が生じるというもののに對して、そういう取り扱いというのは必ずしも合理的でない、しかも、憲法十四条一項の規定に違

反するものと判断せざるを得ない。つまり本来、嫡出、非嫡出の違いというのは、民法の関係でいろいろその差が生じるということが基本にあるわけですね。それ自身が間違いないかといふことを言われているわけですね。だからこそ私は、そういう判断に従つて、もう実際に住民票を交付することができるようになつておるわけだから、いよいよそういうところに踏み込むべきじゃないだろうかといふことを言つておるわけですね。

○吉田(弘)政府委員 ただいま東京高裁の判決についてお話がございましたが、同様のケースに対する別の高裁の判決もあることは御承知かと思ひます。こちらの方は合憲といふことで、現在最高裁にかかつておるというふうなこともあるやに承知しております。

いずれにいたしましても、この問題は先ほど言いましたような考え方とてまいつてきておるわけでございますが、いろいろ御意見もあつたので、今後関係方面の意見も参考にしながら、引き続き研究をしてまいりたいと思つておる。

○穀田委員 関係方面というのを、いつもこういふふうに言われると、どこか辺なんかないかと思ふのですが、その辺をはつきりしていただきたいわけですね。

ただし、全国統一、そういう必要があるんだと先ほど御答弁の中であつたわけですね。だけれども、実際に仕事をやっておられる方々の一つの集まりでもある全国連合戸籍事務協議会、これは御承知だと思ふのですが、昨年十月に行われた第四十六回の大会でも、嫡出の子、嫡出でない子を区別せずに、統一された表示にするように要望決議をしていただいております。ですから、現場でのそういう声も上がつてきておる。

そして、もう時間もありませんから、国連の人権規約人権委員会でも、これまで昨年の十月に採択された日本に関するコメント、これでは、人権規約違反だといふこととあわせて、国がもっと積極的にそういう立場でイニシアチブをとつて努力すべきだといふことをわざわざ指摘していただ

ですね。

だから、今言いましたように、全国統一というのであれば、それから現場の実際に仕事をやっておられる方々も十分できると言っておられる、また、そうすべきだと言っておられる、そして国際的にも、今やそういう問題についても世界の流れとなっている、そういう観点からしますと、早急に改善すべきだと私は思うのです。そしてまた、関係方面と言わずに、もう少し明確にして、自治省自身がそういう点での音頭をとっていただいて、改善していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉田(弘)政府委員 全国戸籍連合協議会からそういう要望があることも承知をしております。

この問題は非常に多く関連する問題でございます。さっきも申しましたように、この住民基本台帳制度は、住民の居住関係を公証するものでありまして、各種の行政事務に使われるということでございます。これを利用してはいる住民の方々も多数ございます。そういう中で、さっき委員から御指摘ございましたように、プライバシーの保護については前回の改正で一定のものはしておりますが、そういう中でこの運用をこれからどうしていくかという問題でございます。いろいろな御指摘、先ほど言いました連合協議会の方の要望も承知をしておりますし、またこれから関係方面とよく協議をしていきたいというふうに思っております。

○穀田委員 私は、ただ、そういう人権意識の高揚の中で、そういう続柄を一々書かなくてはならないということ自身を省いていくということが多くなった。あわせて、官公庁だとか、そういうところからの各種の申請の中に、届け出に当たって続柄の記載がある住民票が求められている事実もあるわけですね。こういうものはせめて外しながら、そういう方向に向けてやっていくというのであれば私はわかるのですが、そういう意味で、これはどうしても近々に解決をして、改善すべきだということをあえて主張して、質問を終わります。

ります。

○薬屋委員長 次に、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。石井自治大臣。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石井国務大臣 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、中核市に関する事務の配分の特例及び特別地方公共団体たる広域連合に関する制度を設けるほか、所要の規定の整備を行うとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、中核市に関する事項であります。

中核市は、指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにするため、その制度を創設するものであります。

すなわち、中核市またはその執行機関は、指定都市またはその執行機関が処理することができず、事務のうち、都道府県またはその執行機関が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務その他の中核市またはその執行機関にお

いて処理することが適当でない事務を除き、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができるものとしたしております。

次に、中核市となる要件につきましては、人口三十万以上を有すること及び面積百平方キロメートル以上を有することとしております。また、当該市の人口が五十万未満の場合におきましては、さらに当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たさなければならないものとしたしております。

また、中核市は、政令でこれを指定することとし、自治大臣が当該政令の立案をしようとするときは、関係市からの申し出に基づき、これを行うものとしておりまして、関係市が、この申し出をしようとするときは、あらかじめ、当該市の議会の議決を経るとともに、都道府県議会の議決を経た都道府県の同意を得なければならないものとしたしております。

第二は、広域連合に関する事項であります。

広域連合は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、その制度を創設するものであります。

すなわち、広域連合は、普通地方公共団体及び特別区またはその執行機関の事務で、広域にわたって処理することが適当であると認めるものに関するし、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図るとともに、これらの事務の一部を広域にわたって総合的かつ計画的に処理するために設置される特別地方公共団体としたしております。

次に、国及び都道府県知事等は、その権限または権限に属する事務のうち広域連合またはその執行機関の事務に委任することができ、また、都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に對し、その他の広域連合は都道府県知事等に對し、広域連合またはその執行機関の事務に密接に関連する権限または権限に属する事務の一部を委任するよう要請することができるものとしたしております。

また、広域連合は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があるとき、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、規約を変更するよう要請することができるものとする。また、広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理等が広域計画の実施に支障がありまたは支障があるおそれがあるとき、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、広域計画の実施に必要措置を講ずべきことを勧告することができるものとしたしております。

さらに、広域連合においては、その議会の議員または長の選挙の方法を一定のものに限定するとともに、広域連合の区域内に住する者が広域連合に對し直接請求を行うことができるものとし、さらに広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合は、その長及び国の地方行政機関の長等をもって組織される協議会を設置することができるものとしたしております。

第三は、その他に関する事項であります。

その一は、選挙権を有する者が、身体上の故障等により、直接請求の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者に委任して、自己の氏名を直接請求の署名簿に記載させることができるものとしたしております。

その二は、住民が地方公共団体に代位して行う損害賠償請求等の住民訴訟において、地方公共団体の職員が勝訴した場合に、弁護士に報酬を支払うべきときは、地方公共団体は、議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができるものとしたしております。

その三は、罰金及び過料の額について所要の引き上げを行うとともに、別表の規定の改正等所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、中核市制度及び広域連合制度を創設するための地方自治法の一部改正に伴い、関係法律について、必要な規定の整備を行うこととするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、中核市制度の創設に伴う改正であります。地方自治法の改正により、中核市に関する特例を設けることに伴い、関係法律において中核市に関する事務配分の特例規定を定めることとしております。

また、中核市に保健所を設置することとするほか、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。

第二は、広域連合制度の創設に伴う改正であります。

地方自治法の改正により、広域連合制度を創設することに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○要屋委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「関係」を「関係等」に、「第六十一条」を「第六十二条」に改める。

第十九条第一項中「警務局」を「生活安全局」に、「通信局」を「情報通信局」に改め、同条第二項中「刑事局」を「保安部及び」を「長官官房に国際部、刑事局」に改める。

第二十一条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「法令案の審査」を「総合調整」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 法令案の審査に関する事。

第二十一条第十一号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第二十号とし、同号の前に次の三号を加える。

十七 次に掲げる事務に関する企画、調査及び総合調整に関する事。

イ 所管行政に係る国際協力に関する事。

ロ 国際的な警察に関する事。

ハ 外国人に係る警察に関する事。

十八 国際捜査共助に関する事。

十九 前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち、基本的なものその他他の部局において処理することが適当でないものに關すること。

第二十一条第十号を同条第十六号とし、同号の前に次の四号を加える。

十二 警察教養に関する事。

十三 警察職員の福利厚生に関する事。

十四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。

十五 犯罪被害者等給付金に関する事。

第二十一条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 警察職員の人事及び定員に関する事。

八 監察に関する事。

第二十一条に次の一項を加える。

2 国際部においては、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十二条を次のように改める。

(生活安全局の所掌事務)

第二十二条 生活安全局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。

二 地域警察その他の警らに關する事。

三 犯罪の予防に關する事。

四 保安警察に關する事。

第二十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第八号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条の見出し中「通信局」を「情報通信局」に改め、同条中「通信局」を「情報通信局」に、「警察通信に關する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 警察通信に關する事。

二 所管行政に關する情報の管理に關する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に關すること。

三 所管行政の事務能率の増進に關すること。

四 犯罪統計を除く警察統計に關すること。

第三十四条第三項中「通信局長」を「情報通信局長」に改める。

第五十三条第五項中「派出所」を「交番その他の派出所」に改める。

「第四節 都道府県警察相互間の關係」を「第四節 都道府県警察相互間の關係等」に改める。

第六十条の二の見出し中「附近」を「周辺」に改め、同条中「隣接する」を「隣接し、又は近接する」に、「隣接に係る」を「社会的経済的一体性の程度、地理的状况等から判断して相互に權限を及ぼす必要がある」と認められるに、「附近」を「周辺」に改める。

第六十一条第一項中「その管轄区域」を「居住者、滞在者その他のその管轄区域の關係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域」に改め、同条第二項を削る。

第四章第四節中第六十一条の次に次の一條を加える。

(事案の共同処理等に關する指揮及び連絡)

第六十一条の二 警視總監又は警察本部長は、当該都道府県警察が、他の都道府県警察の管轄区域に權限を及ぼし、その他の都道府県警察と共同して事案を処理する場合において、必要がある」と認めるときは、相互に協議して定めるところにより、關係都道府県警察の一の警察官(第六十条第一項の規定による援助の要求により派遣された者を含む)に、当該事案の処理に關し、当該協議によりあらかじめ定められた方針の範圍内で、それぞれの都道府県警察の警察職員に對して必要な指揮を行わせることができる。

2 第六十条第二項の規定は、前項の規定による協議をしようとする場合について準用する。

3 都道府県警察は、他の都道府県警察の管轄区域に權限を及ぼすときは、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

理由

内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るため警察庁に生活安全局を設置する等その内部部局の組織を改めるとともに、犯罪の広域化等に効果的に対応するため都道府県警察相互間の關係等に関する規定その他所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十二章 大都市に関する特例」を

「第十二章 大都市及び中核市に関する特例」を

第一節 大都市に関する特例

第二節 中核市に関する特例

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

第二節 一部事務組合

第三節 広域連合

第四節 全部事務組合

第五節 役場事務組合

第六節 雑則

に、「第三章 地方公共団体の組合」を

第十五条第二項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「二千元」を「五万円」に改める。

第七十四条第一項中「以下」の下に「本編において」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条に次の二項を加える。

選挙権を有する者は、身体上の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。

この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならぬ。

第七十四条の四第一項を次のように改める。

第一類第二号 地方行政委員会議案第四号 平成六年六月三日

ないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

選挙権を有する者が身体上の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条第五項中「第一項を「第一項」に、「数」を「数」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至前条」を「から前条まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第七十六条第四項及び第八十条第四項中、「第一項を「第一項」に、「数」を「数」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第八十一条第二項中、「前項を「前項」に、「数」を「数」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第八十六条第四項中、「第一項を「第一項」に、「数」を「数」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第九十一条第三項中「禁錮」を「金罰」に、「五千元」を「十万元」に改める。

第二百五十九条第二項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に、「二千元」を「十万元」に改める。

第二百二十八条第三項中「二万元」を「五万元」に改める。

改める。

第二百四十二条の二に次の一項を加える。

8 第一項第四号の規定による訴訟の当該職員が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体は、議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。

第二百四十四条の二第七項中「一万元」を「五万円」に改める。

第二編第十二章の章名を次のように改める。

第十二章 大都市及び中核市に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第二百五十二条の十九に見出しとして「(指定都市の権能)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二百五十二条の二十一に見出しとして「(政令への委任)」を付する。

第二編第十二章中第二百五十二条の二十一の次に次の一節を加える。

第二節 中核市に関する特例

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 中核市(次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。)又は中核市の市長若しくは中核市の委員会その他の機関(以下「中核市等」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関が処理し又は管理し及び執行することができる事務のうち、都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が都道府県の区域にわたり一体的に処理し又は管理し及び執行することが

効率的な事務その他の中核市等において処理し又は管理し及び執行することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

2 中核市等がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の要件)

第二百五十二条の二十三 中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりとする。

一 人口三十万以上を有すること。
二 面積(建設省国土地理院において公表した最近の当該市の面積をいう。)百平方キロメートル以上を有すること。

三 当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たすこと。

(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 自治大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
(政令への委任)

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一項の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

(指定都市の指定があつた場合の取扱い)

第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

第三編第三章中第二百八十四条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第二百八十四条の前に見出しとして、「組合の種類及び設置」を付し、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「第一項の例により、町村の組合」を「その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合」に改め、「これを役場事務組合という。」を削り、「組合内」を「役場事務組合内」に、「組合の」を「役場事務組合の」に改め、同項を同条第六項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中「前項の例により、町村の組合」を「都道府県知事の許可を得て、全部事務組合」に改め、「これを全部事務組合という。」を削り、「組合内」を「全部事務組合内」に、「組合の」を「全部事務組合の」に改め、同項を同条第五項とし、同項に項番号を付し、同条第一項中「第三項」を「第六項」に、「除く外」を「除くほか」に、「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に改め、「これを一部事務組合という。」を削り、「組合内」を「一部事務組合内」に、「組合の」を「一部事務組合の」に改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付し、同項の次に次の二項を加える。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務又は普通地方公共団体及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、これらの事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、自治大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
第二百八十四条に第一項として次の一項を加える。

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。
第二百八十五条の次に次の一条を加える。
(設置の勧告等)
第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。
2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を自治大臣に報告しなければならない。
3 自治大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
第二百八十六条の前に次の節名を付する。

第二節 一部事務組合

第二百八十六条に見出しとして「組織、事務及び規約の変更」を付し、同条第一項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に、「組合の」を「一部事務組合の」に改め、「一部事務組合が」を削り、同条第二項中「組合の」を「一部事務組合の」に改め、同項に項番号を付し、同項の次に次の三節及び節名を加える。

改め、同項に項番号を付し、同条第三項を削る。
第二百八十七条に見出しとして「規約等」を付し、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項各号中「組合」を「一部事務組合」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に、「組合を」を「当該一部事務組合を」に改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付する。

第二百八十七条の二に見出しとして「議決方法の特例及び理事会の設置」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「当該一部事務組合」を「一部事務組合」に、「当該市町村の議会」を「その議会」に改め、同項に項番号を付する。
第二百八十七条の三に見出しとして「議決事件の通知」を付する。

第二百八十八条に見出しとして「解散」を付し、同条第一項中「又は役場事務組合を削り、第二百八十四条第二項」を「第二百八十四条第二項」に改め、同条第二項を削る。
第二百八十九条に見出しとして「財産処分」を付し、同条中若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決により「を削る」。

第二百九十条に見出しとして「議会の議決を要する協議」を付し、同条中「第二百八十四条第一項乃至第三項」を「第二百八十四条第二項」に、「第二百八十八条第一項」を「第二百八十八条」に改め、「にあつてはその議会、組合にあつては組合」を削る。
第二百九十一条に見出しとして「経費分賦に関する異議」を付し、同条第一項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に改め、「ときは、」の下に「一部事務組合を組織する」を加え、「組合の管理者」を「当該一部事務組合の管理者」に改め、同条第二項中「組合の管理者」を「一部事務組合の管理者」に、「組合の議会」を「その議会」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「組合」を「一部事務組合」に改め、同項に項番号を付し、同条の次に次の三節及び節名を加える。

改め、同項に項番号を付し、同条第三項を削る。
第二百八十七条に見出しとして「規約等」を付し、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項各号中「組合」を「一部事務組合」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に、「組合を」を「当該一部事務組合を」に改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付する。
第二百八十七条の二に見出しとして「議決方法の特例及び理事会の設置」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「当該一部事務組合」を「一部事務組合」に、「当該市町村の議会」を「その議会」に改め、同項に項番号を付する。
第二百八十七条の三に見出しとして「議決事件の通知」を付する。
第二百八十八条に見出しとして「解散」を付し、同条第一項中「又は役場事務組合を削り、第二百八十四条第二項」を「第二百八十四条第二項」に改め、同条第二項を削る。
第二百八十九条に見出しとして「財産処分」を付し、同条中若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決により「を削る」。

第三節 広域連合

(国等からの権限の委任等)

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長に属する権限又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に属するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合又はその長その他の執行機関に委任することができる。

2 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員は、その権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に属するものを当該広域連合の長その他の執行機関に委任することができる。

3 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に属するものを当該広域連合の長その他の執行機関に委任するよう要請することができる。

4 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員に対し、当該広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に属するものを当該広域連合の長その他の執行機関に委任するよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更ししうとするとき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては自治大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただ

し、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合若しくはその長その他の執行機関にこれらの規定の権限若しくは権限に属する事務が委任された場合(変更された場合を含む。)における当該権限若しくは権限に属する事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに自治大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合又はその長その他の執行機関にこれらの規定の権限又は権限に属する事務が委任されたとき(変更されたときを含む。)は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、自治大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

6 自治大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必

要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重し必要な措置を執るようになしければならない。

(規約等)

第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 広域連合の名称

二 広域連合を組織する地方公共団体

三 広域連合の区域

四 広域連合の処理する事務

五 広域連合の作成する広域計画の項目

六 広域連合の事務所の位置

七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法

八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法

九 広域連合の経費の支弁の方法

2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないもの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項(これらの規定を適用し

又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人(広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第七項において同じ。)が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(直接請求)

第二百九十一条の六 第二編第五章(第八十五条を除く。)の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、広域連合の事務若しくは広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。

この場合において、同章(第七十四条第一項を除く。)の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)

と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(第五項前段において「請求権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に對し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合において、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。

4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようになければならない。

5 第七十四条第四項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数について、同条第五項から第七項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第四項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、同条第六項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。

7 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

(広域計画)
第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域連合は、広域計画を作成するに当たつては、第二条第五項(第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。)の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにならなければならない。

3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 自治大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合又はその長その他の執行機関にこれらの規定の権限又は権限に属する事務が委任されたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。

7 広域連合及びその長その他の執行機関並びに当該広域連合を組織する地方公共団体及びその長その他の執行機関は、広域計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにならなければならない。

8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理又は当該地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体又はその長その他の執行機関に對し、当該広域計画の実施に必要措置を講ずべきことを勧告することができる。

9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体又はその長その他の執行機関に對し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)
第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事(当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く)、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に關し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)
第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人

口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならぬ。

(解散)
第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

4 自治大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)
第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)
第二百九十一条の十二 広域連合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2 第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団

体は、第二百九十一条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

3 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会の議決を経てこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会の議決を経て規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

4 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四節 全部事務組合

(全部事務組合)

第二百九十一条の十四 全部事務組合は、当該全部事務組合を組織する町村の数を減少し又は全部事務組合の規約を変更しようとするときはその議会の議決を経てこれを定め、当該全部事務組合を組織する町村の数を増加しようとするときは当該全部事務組合と新たに加入しようとする町村との協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 全部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 全部事務組合の名称
- 2 全部事務組合を組織する地方公共団体
- 3 全部事務組合の共同処理する事務
- 4 全部事務組合の事務所の位置
- 5 全部事務組合を解散しようとするときは、その議会の議決により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体と全部事務組合との協議により又は全部事務組合の議会の議決によりこれを定める。

5 第二百八十四条第五項並びに第一項及び前項の協議については、関係地方公共団体にあつてはその議会、全部事務組合にあつては当該全部事務組合の議会の議決を経なければならない。

第五節 役場事務組合

(役場事務組合)

第二百九十一条の十五 役場事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 役場事務組合の名称
- 2 役場事務組合を組織する地方公共団体
- 3 役場事務組合の共同処理する事務
- 4 役場事務組合の事務所の位置
- 5 役場事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 6 役場事務組合の経費の支弁の方法

2 役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県知事に届出をしなければならない。

3 第二百八十四条第六項、前項並びに次項において準用する第二百八十六条及び第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第二百八十六条、第二百八十七条第二項、第二百八十九条及び第二百九十一条の規定は、役場事務組合について準用する。この場合において、第二百八十六条中「次条第一項第一号、第四号又は第七号」とあるのは、「第二百九十一条の十五第一項第一号、第四号又は第六号」と、

第二百八十九条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の十五第四項において準用する第二百八十六条又は第二百九十一条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第六節 雑則
第二百九十二条に見出しとして「普通地方公共

団体に関する規定の準用」を付し、同条中「基く」を「基づく」に、「特別の定め」を「特別の定め」に、「除外」を「除外」に改める。

第二百九十三条を次のように改める。
(京都府にわたるものに関する特例)
第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で京都府にわたるものに関する第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二百八十六条第一項本文(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の三第一項本文、第二百九十一条の十第一項並びに第二百九十一条の十四第一項及び第三項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、自治大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で京都府にわたるものに係る第二百八十六条第二項(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)、第二百八十八条、第二百九十一条の三第三項及び第四項並びに第二百九十一条の十五第二項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならない。

2 市町村及び特別区の広域連合で京都府にわたるものに関する第二百九十一条の六第一項において準用する第七十七條、第八十二条第一項及び第八十六条第三項の規定による報告並びに第二百九十一条の七第三項の規定による提出並びに町村の広域連合で京都府にわたるものに係る第二百九十一条の六第一項において準用する第八十二条第二項の規定による報告は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならない。

別表第一中第一号の四十を第一号の四十二とし、第一号の三十九を第一号の四十一とし、同表第一号の三十八中「基本計画」を「豪雪地帯対策基本計画」に改め、同号を同表第一号の四十とし、同表中第一号の三十七を第一号の三十八とし、同号の次に次の一号を加える。

一の三十九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の定めるところにより、地方拠点都市地域の指定に関する事務を行うこと。

別表第一中第一号の三十六を第一号の三十七とし、第一号の二十五から第一号の三十五までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二十四の次に次の一号を加える。

一の二十五 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針の決定について意見を述べ、並びに土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を受理すること。

別表第一中第二号の十を第二号の十二とし、第二号の六から第二号の九までを二号ずつ繰り下げ、第二号の五を第二号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

二の七 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の定めるところにより、特定地域を指定する政令の制定若しくは改廃の立案、総量削減基本方針の作成若しくは変更又は特定自動車排出基準の設定、変更若しくは廃止について意見を述べること。

別表第一中第二号の四を第二号の五とし、第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の定めるところにより、生息地等保護区の指定等について意見を述べること。

別表第一第八号中「二部を行い」の下に「市町村老人保健計画について意見を述べ、都道府県老人

保健計画を定め」を加え、同表第九号中「一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画」を「一般廃棄物処理計画」に改め、「処分をし、」の下に「一定の」を、「占有者に対して」の下に「一般廃棄物の減量に関する計画の作成」を、「方法」の下に「その他必要な事項」を加え、「基準」を「一般廃棄物処理基準」に改め、同号を同表第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の定めるところにより、特定施設の整備の事業を行おうとする者が提出する整備計画を受理し、これを主務大臣に送付し、主務大臣が行う特定施設の整備計画の認定について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定施設の整備に必要の指導及び助言を行うこと。

別表第一第十四号の次に次の二号を加える。
十四の二 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の定めるところにより、基本指針について意見を述べ、並びに病院等の開設者等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

十四の三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、基本指針について意見を述べ、並びに社会福祉事業を経営する者に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第十七号の三中「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い」を「市町村が行う介護の措置等の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、市町村老人福祉計画について意見を述べ、都道府県老人福祉計画を定め」に改め、同表第十八号中「身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生援護施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」を「市町村が行う援護の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行

い、及び」に改め、同表第二十六号を第二十五号の十とし、第二十六号の二を第二十六号とし、第二十六号の三を第二十六号の二とし、同表第二十六号の四中「鉱害復旧長期計画」を「鉱害復旧長期計画等」に改め、同号を同表第二十六号の三とし、同表第二十六号の五を第二十六号の四とし、第二十六号の六を第二十六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の六 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成四年法律第四十四号)の定めるところにより、承認中小企業者及び承認商工組合等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第二十六号の十七中「その管理する道路(都道府県知事が管理する一般国道を含む。）」について路上駐車場を設置し、及び利用に関する協議を設ける」を「市町村が定める駐車場整備計画について協議等を行い、及び路上駐車場の設置について意見を述べる」に改め、同表第二十八号の十二の次に次の一号を加える。

二十八の十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の定めるところにより、供給計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求め、及び認定計画に従つて建設又は管理を行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずること。

別表第一第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の定めるところにより、指定暴力団等の指定に関する事務を行い、指定暴力団員等に対して暴力的要求行為の中止等を命じ、暴力的要求行為の相手方等に必要な援助を行い、指定暴力団等の事務所の使用を制限し、指定暴力団員に対して加入の強要等の中止等を命じ、離脱希望者に対する援護等に関する事務を行い、指定暴力団員に対して指定暴力団員等の

事務所等における禁止行為の中止等を命じ、指定暴力団員等から必要な報告を求め、又は警察職員をして指定暴力団等の事務所に立入検査させる等の事務を行い、及び暴力団の活動の状況等を国家公安委員会に報告すること。

別表第二第一号中(一)の四を(一)の五とし、(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える。
(一)の三 大阪湾臨海地域開発整備法の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針の決定について意見を述べ、並びに土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を受理すること。(指定都市に限る。)

別表第二第一号(三)の次に次のように加える。
(三)の四 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、主務大臣が行う特定施設の整備計画の認定について意見を述べること。(指定都市に限る。)

別表第二第一号中(四)の二を削り、(四)の三を(四)の二とし、(四)の四を削り、(四)の五を(四)の三とし、(四)の六を(四)の四とし、(四)の七を(四)の五とし、同号十一中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号十二の次に次のように加える。

(十三) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の定めるところにより、供給計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求め、及び認定計画に従つて建設又は管理を行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずること。(指定都市及び中核市に限る。)

別表第二第二号(二)の三十一中「基本計画」を「道府県豪雪地帯対策基本計画について意見を述べ、並びに豪雪地帯対策基本計画及び道府県豪雪

地帯対策基本計画」に改め、同号中(二)の三十一を(二)の三十三とし、(二)の三十を(二)の三十二とし、(二)の二十九を(二)の三十一とし、その次に次のように加える。
(二)の三十一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところにより、地方拠点都市地域の指定について協議し、及び基本計画を作成すること。

別表第二第二号中(二)の二十八を(二)の二十九とし、(二)の二十七を(二)の二十八とし、(二)の二十六を(二)の二十七とし、(二)の二十五を(二)の二十六とし、(二)の二十四を(二)の二十五とし、(二)の二十三を(二)の二十四とし、(二)の二十二を(二)の二十三とし、(二)の二十一を(二)の二十二とし、(二)の二十を(二)の二十一とし、(二)の十九を(二)の二十とし、(二)の十八を(二)の十九とし、(二)の十七の次に次のように加える。

(二)の十八 大阪湾臨海地域開発整備法の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定の申請について協議し、並びに整備計画について意見を述べること。

別表第二第二号中(五)を(四)の二とし、その次に次のように加える。
(五) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の定めるところにより、生息地等保護区の指定等について意見を述べること。

別表第二第二号十の二中「行」を「行い、及び市町村老人保健計画を定める」に改め、同号十一中「一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画」を「一般廃棄物処理計画」に改め、「処分をし、」の下に「一定の」を、「占有者に対して」の下に「一般廃棄物の減量に関する計画の作成」を、「方法」の下に「その他必要な事項」を加え、「基準」を「一般廃棄物処理基準」に改め、同号中(十一)を(十)の

(三)とし、その次に次のように加える。

(十一) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、主務大臣が行う整備計画の認定並びに都道府県が行う特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針の作成について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定施設の整備に関し必要な指導及び助言を行うこと。

別表第二第二号十四の二を次のように改める。

(十四)の二 老人福祉法の定めるところにより、老人の福祉に関する相談等を行い、養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い、及び市町村老人福祉計画を定めること。

別表第二第二号十四の四中「福祉事務所を設置しない町村にあつては都道府県が行う事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては」を削り、同号二十一の二の次に次のように加える。

(二十一)の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の定めるところにより、農業経営の改善及び安定のための計画又は農林業等活性化基盤施設設置事業計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第二第二号二十五を二十四の八とし、(二十五)の二を二十四の九とし、その次に次のように加える。

(二十五) 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県が作成する活性化計画について協議すること。

(二十五)の二 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の定めるところにより、活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本計画について協議すること。

別表第二第二号二十五の九中「定めるところにより」の下に「都市計画に関する基本的な方針を定め」を加え、同号二十五の十二を次のように改める。

(二十五)の十二 駐車場の定めるところにより、駐車場の整備計画を定めること。

別表第三第一号中(一)の三を削り、(一)の四を(一)の三とし、(一)の五を(一)の四とし、(一)の六を(一)の五とし、(一)の七を(一)の六とし、(一)の八を(一)の七とし、(一)の九を(一)の八とし、(一)の十を(一)の九とし、(五)の十三の次に次のように加える。

(五)の十四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところにより、基本計画の承認に関する事務を行い、拠点整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除去を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号六の次に次のように加える。

(六)の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の設立の許可に関する事務を行い、定款の変更を認可し、監督上必要な命令をし、業務及び財産の状況を検査し、並びに解散の届出を受理すること。

(六)の三 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、同法による認可を受けた法人に対して解散を命じ、及び解散の届出を受理すること。

(六)の四 信託法(大正十一年法律第六十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公益信託の引受けを許可し、事務の処理につき検査を行い、必要な処分を命じ、

並びに信託管理人、信託財産の管理人及び受託者の選任等に関する事務を行うこと。

(六)の五 破産法(大正十一年法律第七十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の継続を認可すること。

別表第三第一号九を八の三とし、(九)の二を八の四とし、その次に次のように加える。

(九) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定事業を行おうとする者からの届出を受理し、その届出をした者に対して必要な指示をし、その指示に違反した者に対して業務の停止を命じ、特定事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入検査させ、管理地区の区域内の工作物の設置等及び立入制限地区の区域内への立入りの許可等に関する事務を行い、監視地区の区域内の工作物の設置等の届出の受理、当該届出に係る行為の禁止若しくは制限等に関する事務を行い、工作物の設置者等に対して必要な指示等を行い、並びに工作物の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして生息地等保護地区の区域内の土地に立入検査させること。

別表第三第一号九の三を九の二とし、(九)の四を九の三とし、(九)の五を九の四とし、その次に次のように加える。

(九)の五 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の定めるところにより、総量削減計画を定めること。

別表第三第一号十三の二中「行い」を「行い、及び調理師の氏名、住所等の届出を受理する」に改め、同号十九の二中「許可」の下に「及び老人訪問看護事業者の指定」を加え、「若しくは老人保健施設の開設者等」を「老人保健施設の開設者等若しくは指定老人訪問看護事業者等」に改め、同号二十一の二を次のように改める。

(二十)の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可又は届出の受理に関する事務を行い、一定の事業者に対して産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示等を行い、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務を行い、産業廃棄物処理センター、産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させ、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分を行った者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行い、及び産業廃棄物再生事業者の登録に関する事務を行うこと。

別表第三第一号三十四中「及びこれに基づく政令」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い」を削り、「並びに」を「及び」に、「立入検査させる」を「臨検検査させる」に改め、同号三十五中「及びこれに基づく政令」及び「柔道整復師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号三十七の次に次のように加える。

(三十七)の二 看護婦等の人材確保の促進に関する法律の定めるところにより、看護婦等確保推進者の設置等の届出を受理し、看護婦等確保推進者の変更を命じ、及び都道府県ナースセンターの指定等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号四十一の二中「並びに」の下に「大麻取扱者等から必要な報告を求め、又は」を加え、「取締上」を「取締り上」に改め、同号四十一の三「大麻取扱者」を「大麻取扱者等」に、「麻薬業

務所を「麻薬業務所等」に、「向精神薬取扱者」を「向精神薬取扱者等」に改め、同号(四十一)の五を(四十一)の六とし、同号(四十一)の四中、若しくは麻薬研究者を「麻薬研究者等」に、「取締」を「取締り」に改め、同号(四十一)の四を(四十一)の五とし、(四十一)の三の次に次のように加える。

(四十一)の四 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、金融機関等からの疑わしい取引の届出を受け受ける等の事務を行うこと。

別表第三第一号(四十二)中「昭和二十六年法律第四十五号」及び「並びに」を削り、「行」を「行い、並びに都道府県福祉人材センターの指定等に関する事務を行う」に改め、同号(四十二)の二中、社会福祉施設職員退職手当共済法を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改め、同号(五十八)を(五十七)の四とし、その次に次のように加える。

(五十八) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の定めるところにより、改善計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定特定事業主から認定を受けた改善計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号(五十九)の八の次に次のように加える。

(五十九)の九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し、会員契約の締結等に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示し、又はその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事

業所に立入検査させること。

別表第三第一号(六十三)の四を(六十三)の五とし、(六十三)の三の次に次のように加える。

(六十三)の四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の定めるところにより、農林業等活性化基盤整備計画及び所有権移転等促進計画を承認すること。

別表第三第一号(六十八)の二中「認定する」を「認定し、都道府県農業協同組合合併推進法人の指定に関する事務を行い、都道府県農業協同組合合併推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる」に改め、同号(七十八)中「検査させ、診療施設開設の届出を受け受ける」を「検査させ、診療施設開設の届出を受け受ける」に改め、同号(七十八)の次に次のように加える。

(七十八)の二 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の定めるところにより、診療施設の開設等の届出を受け受ける、診療施設について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕その他必要な措置を講ずべきことを命じ、開設者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をして診療施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、及び診療施設整備計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(九十三)の七を(九十三)の八とし、(九十三)の六を(九十三)の七とし、(九十三)の五を(九十三)の六とし、(九十三)の四の次に次のように加える。

(九十三)の五 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)の定めるところにより、第二種大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業を営もうとする者からの届出を受け受ける、その届出をし

た者に対して必要な勧告を行い、その勧告に従わないときはその勧告に従うべきことを命じ、第二種大規模小売店舗における小売業者に対して営業の停止を命じ、及び第二種大規模小売店舗における小売業者に対して報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十四)の前に次のように加える。

(九十三)の九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、中小企業者又は組合等が作成する事業計画が適当である旨の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者等から中小企業承認事業計画等の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号(九十四)の四中「昭和四十九年法律第五十七号」の下に「及びこれに基づく政令」を、「振興計画」の下に「共同振興計画、活用計画及び支援計画を」、「送付し」の下に「認定振興計画の実施終了後に実施される振興計画を認定し」を加え、「認定振興計画」を「認定振興計画等」に、「事業協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、同号(九十六)中「製造協同組合等」に改め、同号(九十六)中「製造協同組合等」に改め、同号(九十七)の十二を(九十七)の十四とし、(九十七)の十一を(九十七)の十二とし、その次に次のように加える。

(九十七)の十三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、基盤施設計画又は連携計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定を受けた商工会等から基盤施設事業又は連携事業の実施状況につ

いて報告を求めること。

別表第三第一号(九十七)の十を(九十七)の十一とし、(九十七)の九の次に次のように加える。

(九十七)の十 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の定めるところにより、進出計画又は円滑化計画の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号(九十八)の四を(九十八)の五とし、(九十八)の三の次に次のように加える。

(九十八)の四 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、効率化計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定組合等から流通業務効率化事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号(百四)の二中「対して」の下に「施設の改善又は」を加え、同号(百七)中「使用期間が六月を超えない仮設の敷設の工事」を「及び仮設工事」を認可し、軌道の建設に関する規程によらない設計を許可しに改め、同号(百十四)中「及び」を削り、「認可する」を「認可し、及び運河の譲渡等を許可する」に改める。

別表第三第二号(十一)中銃砲刀剣類所持等取締法の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「又は」を「及び」に改め、「登録」の下に「並びに刀剣類の製作の承認」を加え、同号に次のように加える。

(十五) 民法及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の設立の許可に関する事務を行い、定款の変更を認可し、監督上必要な命令をし、業務及び財産の状況を検査し、並びに解散の届出を受け受けること。

(十六) 民法施行法及びこれに基づく政令の定めるところにより、同法による認可を受けた法人に対して解散を命じ、及び解散の届出を受け受けること。

(十七) 信託法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公益信託の引受けを許可し、事務の処理につき検査を行い、必要な処分を命じ、並びに信託管理人、信託財産の管理人及び受託者の選任等に関する事務を行うこと。

(十八) 破産法及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の継続を認可すること。

別表第四第一号(一)の四中「指定都市の下に」及び中核市を加え、同号中(一)の四を(一)の五とし、(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、拠点整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除去を命ずる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(六)を次のように改める。

(六) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可又は届出の受理に関する事務を行い、一定の事業者に対して産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示等を行い、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務を行い、産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させ、及び産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分を行った者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市

の市長に限る。)

別表第四第一号十六の二中「立入検査させる」を「臨検検査させる」に改め、同号十七中「指定都市の下に」及び中核市を加え、同号十八の二及び十九の二を削り、十九を十九の二とし、十八の四及び十八の五を削り、十八の三を十九とし、同号十九の三中「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の下に「及びこれに基づく政令」を、「振興計画」の下に「共同振興計画及び活用計画」を、「送付」の下に「認定振興計画の実施終了後に実施される振興計画を認定し」を加え、「認定振興計画」を「認定振興計画等」に改め、「事業協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、「指定都市の下に」及び中核市を加え、同号十九の七、十九の九、十九の十一及び二十一の二中「指定都市の下に」及び中核市を加え、同号二十三中「指定又はその」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「宅地造成工事の技術的基準について規則を定め」を削り、「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号二十三の次に次のように加える。

(二十三)の二 宅地造成等規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定を行い、及び宅地造成に関する工事の技術的基準について規則を定めること。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号七の二中「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法」を「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)」に、「永住許可」を「特別永住許可」に、「のうえを」の上」に改め、同号十四の二中「若しくは特定療養費の支給を行い、又は医療費若しくは老人保健施設療養費を支給し」を「等を行い」に改め、同号二十一中「福祉事務所を管理する町村長に限る」を削り、同号中三十七の三を三十七の四とし、三十七の二の次に次のように加える。

ように加える。

(三十七)の三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、進出計画又は円滑化計画の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

別表第七第一号の表中

あん摩、マッサー ジ、指圧、はり、 きゅう、柔道整復 等地方審議会	あん摩マッサー ジ指圧師、はり師、 きゅう師等に関する法律第十三条第三項及び 柔道整復師法第二十五条第二項の規定に よるあん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師及び柔道整復師の試験、これら の者の業務に関する都道府県知事の指 示、処分等に関する調査審議に関する事 務
あん摩マッサー ジ指圧師、はり師、 きゅう師及び柔道 整復師試験委員	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律第二条第五項及び柔 道整復師法第十一条の規定によるあん摩 マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及 び柔道整復師の試験に関する事務

を削り、

別表第四第三号(四)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

別表第五第一号の表中「老人福祉法、身体障害者福祉法」を削り、同表第二号の表中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。
別表第六第一号(一)の表中「身体障害者福祉法第十條」を「身体障害者福祉法第十二條」に改める。

公害健康被害の補償等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する第一種地域又は第二種地域をその区域に含む都道府県の都道府県知事	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務
---	-------------	--

公害健康被害の補償等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する第一種地域又は第二種地域をその区域に含む都道府県の都道府県知事	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務
---	-------------	--

酸化物の特定地域における
総量の削減等に関する特別
措置法第六条第一項に規定
する特定地域をその区域の
全部又は一部とする都道府
県の都道府県知事

総量削減計画策定協議
会

自動車から排出される窒素酸化物の特定
地域における総量の削減等に関する特別
措置法第八條第一項の規定による総量削
減計画に定められるべき事項の調査審議
に関する事務

改める。

別表第七第二号の表中

指定都市の市長

指定都市の市長		
土地利用審査会	地方社会福祉審議会	地方障害者施策推進協議会
国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務	社会福祉事業法第六條第二項及び第三項並びに第十一條第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	障害者基本法第三十条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務

指定都市及び中核市の市長

地方社会福祉審議会

社会福祉事業法第六條第二項及び第三項並びに第十一條第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務

土地利用審査会

国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務

に改める。

障害者基本法第三十条第二項の規

指定都市の市長

地方障害者施策推進協議会

定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第十五條第二項、第七十四條、第七十四條の四、第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項、第八十六條第四項、第九百條第三項、第九百五十九條第二項、第二百二十八條第三項、第二百四十二條の二及び第二百四十四條の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定（別表第二第一号十一の改正規定、同号十二の次に次のように加える改正規定（中核市に係る部分に限る。）、別表第四第一号（一）の四中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中（一）の四を（一）の五とし、（一）の三を（一）の四とし、（一）の二の次に次のように加える改正規定（指定都市の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号十七の改正規定、同号十九の三の改正規定（指定都市の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号十九の七、十九の九、十九の十一、二十一の二及び二十三の改正規定、同号二十三の次に次のように加える改正規定、同表第三号四の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く。）並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（直接請求に関する経過措置）

2 改正後の地方自治法第七十四條第六項及び第七項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。
（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（地方行政連絡会議法の一部改正）

4 地方行政連絡会議法昭和四十年法律第三十八号の一部を次のように改正する。
別表東北地方行政連絡会議の項中「新潟県の下に並びに仙台市を加え、同表関東地方行政連絡会議の項中並びに」の下に「千葉市」を加える。

理由

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、中核市に関する事務の配分の特例及び特別地方公共団体たる広域連合に関する制度を設けるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

第一章 中核市関係（第一條―第三十八條）
第二章 広域連合関係（第三十九條―第六十七條）

条

附則

第一章 中核市関係

(伝染病予防法の一部改正)

第一条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「謂フ」の下に「及同法第二百五十二條の二十二第一項ノ中核市(以下「中核市」と謂フ)を加え、「指定都市等」を「指定都市若ハ中核市(以下「指定都市等」と謂フ)之ヲ」と改め、

「指定都市ノ長」を「指定都市等ノ長」に、「指定都市又ハ」を「指定都市等又ハ」に改める。

(地域保健法の一部改正)

第二条 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「都道府県」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市その他の」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九條の四第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)を加え、「指定都市」を「指定都市若しくは中核市(以下本条中「指定都市等」という。)」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(食品衛生法の一部改正)

第四条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の三中「外」を「ほか」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))を加え、「指定都市」を「指定都市若しくは中核市

(以下「指定都市等」という。))が、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市等又は」を「指定都市等又は」に改める。

第二十九條の四中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)

第五条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の三中「外」を「ほか」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))を加え、「の長が」を「又は中核市(以下「指定都市等」という。))の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

(興行場法の一部改正)

第六条 興行場法(昭和二十三年法律第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第七條 旅館業法(昭和二十三年法律第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第九條の二中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(公衆浴場法の一部改正)

第八條 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百十

九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第七條の三中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(民生委員法の一部改正)

第九條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下本条中「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(屋外広告物法の一部改正)

第十條 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下この条において「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十一條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下本条中「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十二條 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下本条中「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第十三條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第一百零一條第一項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市」を加える。

中「指定都市等」という。))が、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十四條の一部を次のように改正する。

第八十四條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。))を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下本条中「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第十三條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第一百零一條第一項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十四條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「及び」を「並びに」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))を加え、同条第三項中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

(結核予防法の一部改正)

第十五條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項及び第十一條第一項中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

(結核予防法の一部改正)

第十五條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

(結核予防法の一部改正)

第十五條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「外」を「ほか」に改め、「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第六十九条中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第十六条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)を加え、「の長」を「又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

(駐車場法の一部改正)

第十七条 駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「にあつては」を「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれ」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十八条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下この条において「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十九条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)を加え、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第二十条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第二十條を除き、以下」を「以下この条、次条及び第五條第三項において」に改める。

第五條第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき」を「垣」に、「行なう」を「行おう」に改め、「管轄する都道府県知事」の下に「(指定都市又は地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第三項及び第二十條を除き、以下同じ。」を加える。

第七條第一項中「第十一條を除き、以下」を「以下この条及び第九條において」に改める。

第十一條中「の区域内においては、指定都市」を「又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九條中「都道府県の下に(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市)を加える。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十一條 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

法に、「支弁」を「支弁又は伝染病予防法第二十二條の規定による地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の支弁」に改める。

第四條第五項中「激甚災害」を「激甚災害に改め、指定都市の下に若しくは中核市を加える。

第二十條第一項中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

(老人福祉法の一部改正)

第二十二條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

附則第六條の次に次の一條を加える。

(養護老人ホーム等の設置に係る中核市の長に対する助言等)

第六條の二 都道府県知事は、当分の間、第十五條第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該施設の設置によつて、第二十條の九に規定する都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該中核市の長に對し、必要な助言又は勧告をすることが出来る。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第二十三條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二

百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第二十四條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第二十五條 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「においては、その」を「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市においては、それぞれその」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二十六條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第四号中「指定都市」という。の下に「同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下単に「中核市」という。))を、指定都市の下に「中核市」を加える。

第八十四條中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第八十七條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市及び中核市」に、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))が」に改める。

に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「行なう」を「行う」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二十七條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二百三十七條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百三十二條の第二項の中核市(以下この条において「中核市」という。)を加え、「の長が行なう」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行なう」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

第二十八條 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長が行なう」を「又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が行なう」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

(都市緑地保全法の一部改正)

第二十九條 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第四項中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長」を加える。

第十二條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「事務は、指定都市」の下に「及び中核市」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市(以下この条において「指定都市等」という。)が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)

第三十條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「(以下)の下に」指定都市」を「又は同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「指定都市等」という。)に、当該指定都市」を「当該指定都市等」に改める。

第四條第一項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十一條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五五條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「指定都市」を「指定都市及び地方自治法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)の下に」の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第三十二條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九十條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長が」を「又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三十三條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」指定都市」を「又は同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「指定都市等」という。)に、当該指定都市」を「当該指定都市等」に改める。

(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の一部改正)

第三十四條 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(平成元年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「より、指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。)の長」に、「指定都市の長又はその職員」を「指定都市等の長又はその職員」に改める。

第十三條中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第三十五條 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二條の第二項の中核市」を加える。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第三十六條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

(指定都市等の長に改める)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

第三十八條 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十六條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下)の下に」及び同法第二百五十二條の第二項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

第二章 広域連合関係

(学校教育法の一部改正)

第三十九條 学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「共同処理する」を「処理する」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第四十條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第五十九條の二中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第四十一條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の三「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の五の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合(以下この条において「一部事務組合等」という。)」に、「当該組合」を「当該一部事務組合等」に、「起す」を「起こす」に、「責に」を「責めに」に改める。

第九条中「補助執行させた事務」の下に「並びに同法第二百九十一条の二第二項の規定により都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員が都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合(第二十八条第二項及び第三項において「広域連合」という。)の長その他の執行機関に委任した事務」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十八条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「市町村の下に」又は「都道府県の加入しない広域連合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員が、都道府県の加入しない広域連合の長その他の執行機関に委任してその権限に属する事務を行わせる場合について準用する。

(競馬法の一部改正)

第四十三条 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「に規定する一部事務組合」を「一部事務組合若しくは広域連合」に改める。

(医療法の一部改正)

第四十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三第十項中「共同処理する一部事務組合」を「処理する一部事務組合及び広域連合」に改める。

(水防法の一部改正)

第四十五条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「水防事務組合」の下に「の管理者若しくは長」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第四十六条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第四十七条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に、「組合の長を」を「一部事務組合の管理者又は広域連合の長」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第四十八条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九項中「又は同条第三項の」を「広域連合又は」に改める。

(港灣法の一部改正)

第四十九条 港灣法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項若しくは第三項」に改める。

第五十五条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七百三十三條の四第一項中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「当該組合」を「当該

一部事務組合又は広域連合」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第五十一条 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「当該組合」を「当該一部事務組合又は広域連合」に改める。

(北海道開発のためにする港灣工事に關する法律の一部改正)

第五十二条 北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第五十三条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

第一条中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「共同処理する」を「処理する」に改め、「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

第二条第三項中「規定による」を削り、「という。」の下に「又は広域連合(以下「広域連合」という。)」を加える。

第五章 一部事務組合及び広域連合に關する特例に改める。

第三十九条の二第八項中「企業団」の下に「又は広域連合企業団」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 地方公営企業の経営に關する事務を処理する広域連合(これを「広域連合企業団」という。))に對する第七條の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業に對する管理者」とあるのは、「管理者」とする。

第三十九条の三第一項及び第二項中「企業団」の下に「又は広域連合企業団」を加え、同条第三項中「共同処理する」を「処理する」に改め、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)

第五十四条 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「共同処理する」を「処理する」に改める。

第六十条第一項中「共同処理する」を「処理する」に改め、同条第二項中「共同処理する」を「処理する」に改め、「第二百九十条」の下に「第二百九十一条の十一、第二百九十一条の十四、第二百五項又は第二百九十一条の十五第三項」を加え、「きかなければ」を「應かなければ」に改め、同条第三項中「共同処理する」を「処理する」に、「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項、第三項、第五項又は第六項」に、「きかなければ」を「應かなければ」に改め、同条第四項中「共同処理する」を「処理する」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「共同処理する」を「処理する」に、「特別の定め」を「特別の定め」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第五十五条 精神薄弱者福祉法の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第五十六条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十一年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に改め、「一部事務組合」の下に「同条第三項の規定による広域連合」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第五十七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十

七年法律第百五十二号)の一部を次のように改

正する。
第三十三条第三項中「第二百八十四条に規定する

一部事務組合を「第二百八十四条第一項の一部

事務組合(広域連合)」に、「に規定する地方開発

事業団を「地方開発事業団」に改める。
(老人福祉法の一部改正)

第五十八条 老人福祉法の一部を次のように改

正する。
第三十二条の見出し中「一部事務組合」を「一

部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」

の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を

「その一部事務組合又は広域連合」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部

改正)
第五十九条 特別児童扶養手当等の支給に関する

法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を

次のように改正する。
第三十九条の見出し中「一部事務組合」を「一

部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」

の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を

「その一部事務組合又は広域連合」に、「組合

の長」を「一部事務組合の管理者又は広域連合の

長」に改める。
(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備の

ための国の財政上の特別措置に関する法律の一部

改正)
第六十条 新産業都市建設及び工業整備特別地域

の整備のための国の財政上の特別措置に関する

法律の一部改正)
第六十一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整

備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置

に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の

一部を次のように改正する。
第七条中「こえて」を「超えて」に、「規定によ

る一部事務組合及び」を「一部事務組合及び広域

連合並びに」に、「規定による地方開発事業団並

びに」を「地方開発事業団並びに前条の」に、「行

なう」を「行う」に改める。
(都市計画法の一部改正)

第六十二条 都市計画法の一部を次のように改

正する。
第二十九条第四号中「一部事務組合」の下に「

広域連合」を加える。
(卸売市場法の一部改正)

第六十三条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。
第八条第二号中「共同処理する」を「処理する」

に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組

合又は広域連合」に改める。
(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第六十四条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十

六年法律第百三十一号)の一部を次のように改

正する。
第八条第九項中「第二百八十四条第一項」を

「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。
(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第六十五条 公有地の拡大の推進に関する法律の

「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加え

る。
(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の

再配置の促進に関する法律の一部改正)
第六十七条 地方拠点都市地域の整備及び産業業

務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次

のよう改正する。
第六条第一項中「一部事務組合」という「」の

下に「若しくは広域連合(当該指定地域をその区

域の一部とするものを含む。以下「広域連合」と

いう。)」を加え、同条第八項中「一部事務組合」

の下に「若しくは広域連合」を加える。
第八条第一項中「一部事務組合」及び「を、

当該一部事務組合」の下に「又は広域連合」を、

「同じ。」の下に「又は広域連合の長」を加える。
第九条中「管理者」の下に「又は広域連合の長」

を加える。
第四十六条中「一部事務組合」の下に「又は広

域連合」を加える。
附則

(施行期日)
1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は

地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法

律第 号)中地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行

の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を

改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正

規定の施行の日から施行する。
(地域保健対策強化のための関係法律の整備に

関する法律の一部改正)
2 地域保健対策強化のための関係法律の整備に

を整備する必要がある。これが、この法律案を提

出する理由である。

平成六年六月二十二日印刷

平成六年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局